

# 川崎市協働・連携のあり方検討委員会 報告書

～多様なコラボによる暮らしやすい地域社会づくりに向けて～

平成27（2015）年10月  
川崎市協働・連携のあり方検討委員会



## 目次

はじめに .....	1
第1章 委員会の設置について.....	2
1 委員会設置の背景.....	2
2 委員会の設置と検討項目.....	3
第2章 協働・連携の多様化をめぐる現状の確認.....	4
1 川崎市におけるこれまでの協働・連携に関する考え方と取組.....	4
2 協働・連携に関する環境変化.....	6
3 川崎市における協働・連携の状況.....	12
4 まとめ ～多様な主体との協働・連携の必要性～.....	16
第3章 多様な主体との協働・連携のあり方や施策の方向性に関する調査審議.....	17
1 多様化する協働・連携への対応.....	17
2 新たな価値や社会変革に向けて協働・連携を活性化するための基盤強化.....	20
3 協働・連携を通じた地域の課題解決力の強化.....	23
第4章 今後の川崎市の協働・連携の推進に関する方向性に向けた提言.....	25
1 協働・連携の意義.....	25
2 協働・連携の基本理念（協働・連携により目指すべき社会）.....	27
3 協働・連携の推進に向けた基本的視点や施策の方向性.....	29
4 今後の協働・連携の施策推進に向けた取組の方向性（行政の果たすべき役割）..	37
さいごに .....	39
資料編 .....	41
1 川崎市協働・連携あり方検討委員会 設置要綱及び委員名簿.....	43
2 委員会の開催状況と審議経過.....	48
3 委員会ニュースレター.....	50



## はじめに

川崎市では、これまで自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりを推進し、地域の特色を活かした協働の取組や、地域課題への的確な対応、市民が自治の主役となる地域社会の創造に向けた取組などを推進し、市民の自治力が十分に発揮される分権型社会の構築を進めてきました。

こうした中、市民活動団体と行政とのより良い関係構築に向けて、平成20年に「川崎市協働型事業のルール」を策定するなど、参加と協働の拠点である区役所や市民館などを中心に、市民活動団体との協働型事業などを通じて、積極的に地域課題の解決に向けた取組を進めてきました。

一方で、今後の地域社会を展望すると、少子高齢化の急激な進行や人口減少社会への転換、人間関係の希薄化などを背景として、地域の課題はますます複雑化していくことが見込まれます。こうした状況下における、持続可能な地域社会の構築に向けては、限られた行政の資源や地域で活動する団体単独の取組だけでは、その課題のすべてに対応することが難しく、多様な主体との協働や連携した取組の重要性が増しています。

また、地域における公益的な活動の担い手も市民活動団体や町内会・自治会をはじめ、社会福祉協議会、企業やソーシャルビジネス事業者、大学等の高等教育機関など、それぞれの特色を活かした社会貢献活動や地域活動が展開されています。

こうした地域の課題の複雑化と地域の活動主体の多様化、それに伴う協働や連携による取組の役割が増している今日的状況を踏まえ、多様な主体との協働・連携による取組を通じた暮らしやすい地域社会の構築を目指して、学識経験者、団体関係者及び公募市民を委員とする「川崎市協働・連携のあり方検討委員会（以下、「委員会」といいます）」を設置しました。

この委員会では、川崎市における協働・連携の現状把握や課題整理を行い、今後の川崎市の協働・連携の推進に関する基本的考え方を整理するとともに、多様な主体の結びつきや新しい資源循環のあり方など、協働・連携による地域の課題解決を促進するための具体的な仕組みや施策のあり方について、調査・審議を進めました。

本報告書は、委員会での調査審議を踏まえ、今後の川崎市の多様な主体との協働・連携の推進に関する基本的な考え方となる「(仮称)川崎市協働・連携の基本方針」の策定に向けた方向性を示し、また、協働・連携の基盤となる市民社会全体の強化につながる、具体的な協働・連携の推進に関する仕組みや施策等について、提言として取りまとめたものです。

今後、この提言に基づき、川崎市において、多様な主体との協働・連携の取組が一層活発になることを通じ、暮らしやすい地域社会の実現が図られることを期待します。

## 第1章 委員会の設置について

### 1 委員会設置の背景

川崎市では、平成16年に制定した川崎市自治基本条例に基づき、市民との協働のまちづくりを進めてきましたが、協働・連携の担い手や組織形態の多様化などの環境変化により、協働・連携の取組を推進する上での施策上の課題が顕在化していることから、こうした環境変化に対応した新たな協働・連携の考え方を整理する必要性が外部委員会等から報告、指摘されています。

#### ■平成25年度包括外部監査による指摘（平成26年1月）

- ・協働の担い手は市民活動団体に限定されるものではないことから、市民活動支援指針とは別に、より広く協働の担い手を捉えた基準が必要となる。
- ・協働の考え方を示した自治基本条例と市民活動支援指針のような、それぞれの担い手ごとに担当する所管部局の取組方針を示した基準の間の第2階層に位置する協働の推進に関する基準の策定に取り組むべきである。

#### ■自治推進委員会(第4期)報告書（平成26年3月）

- ・行政との協働の相手方に、事業者や大学、町内会・自治会など地域で様々な取組を行っている主体があることを再認識し、協働に関する考え方を整理するとともに、様々な主体による連携・協力の取組を支援するなど、関連施策を推進する必要がある。
- ・市民間の連携・協力による取組は、地域に欠かせない取組であり、実態を把握して考え方を整理し、支援の枠組みを幅広くしていく必要がある。

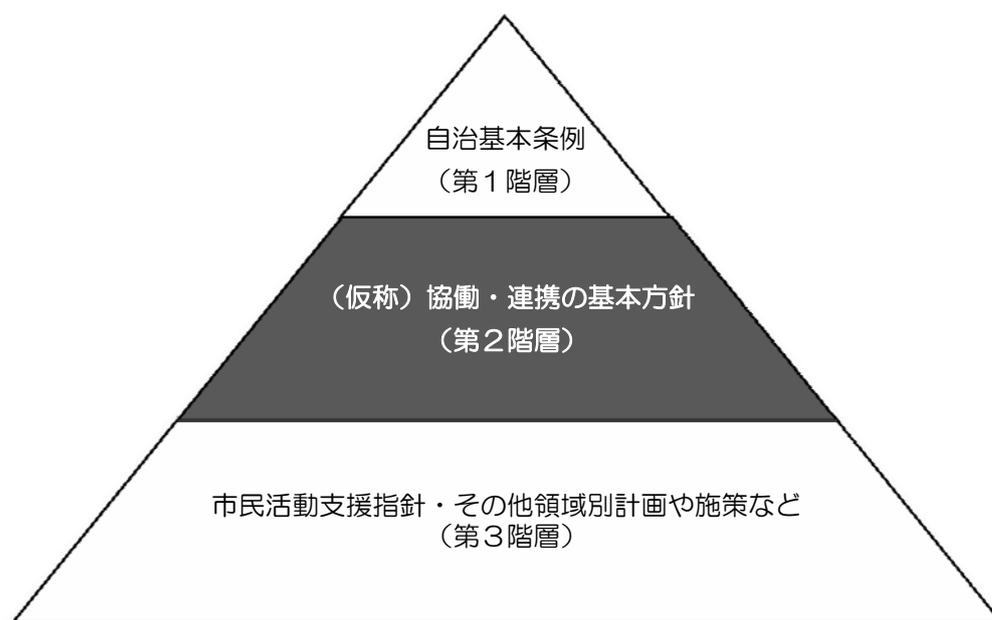
#### ■市民活動支援指針改訂検討委員会報告書（平成26年11月）

- ・公共の担い手や公共サービスの多様化等を改めて認識し、活動する団体の形態にこだわらず、地域や社会の課題解決のための活動を行っている実態を広く捉え、考え方を整理する必要がある。
- ・また、地域における市民間の協働や連携の現状を踏まえ、それに対して行政がどのように対応すべきかについて検討が必要である。



- ・これらの提言や指摘により、多様な主体との協働・連携のあり方に関する川崎市としての方向性について、自治基本条例と市民活動支援指針等の間の第2階層に位置する「協働・連携の基本方針」とも言うべき大筋の考え方を整理することが喫緊の課題となっています。

図 求められる協働・連携の基本方針（第2階層）の位置付けイメージ



## 2 委員会の設置と検討項目

1で示した課題に対応するために、多様な主体との協働・連携のあり方について検討することにより、地域における課題の解決を促進し、暮らしやすい地域社会の確立に資することを目的として、川崎市協働・連携のあり方検討委員会を設置しました。

この委員会における検討事項は、委員会に関する要綱において以下のとおり掲げ、平成26年12月から検討を進めてきました。

### ■委員会の検討項目

- ①協働・連携に関する基本的な考え方に関すること。
- ②協働・連携により地域の課題解決を促進するための具体的な仕組み等に関すること。
- ③その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

※なお、委員会は、平成27年4月1日付けで、川崎市附属機関設置条例による附属機関に位置付けられています。

## 第2章 協働・連携の多様化をめぐる現状の確認

委員会では、これまでの川崎市の協働・連携に関する取組を振り返るとともに、地域において、協働・連携の主体や手法が多様化している現状について確認を行いました。

### 1 川崎市におけるこれまでの協働・連携に関する考え方と取組

行政の施策として、これまでは主に市民活動団体などを対象として、協働・連携を通じた地域課題解決の取組が進められてきました。

#### (1) 市民活動支援指針における協働の考え方と取組

平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけとして、ボランティア活動に対する市民の関心が高まり、また、平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の制定によりボランティア活動をはじめとする市民活動が公共的な活動の担い手として脚光を浴びることとなりました。

こうした社会環境の変化を背景として、川崎市では平成13年に、市民活動の自主性・自立性に配慮し、市民社会の中で市民同士の相互支援を促進することを目的とする、「川崎市市民活動支援指針」を制定しました。

この指針において、市民活動に対する支援の原則の一つに「パートナーシップの構築（市民活動と行政、市民活動と企業、市民活動同士）」を挙げていますが、主に市民活動団体の育成に重点が置かれている内容となっていることから、様々な市民活動支援施策が進められてきました。

#### ■市民活動支援指針における市民活動の定義

ボランティア活動をはじめ、市民が自発的・継続的に参加し、社会サービスの提供等、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動（布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動は除く。）

#### ■市民活動支援指針における市民活動に対する支援の原則

- 市民活動団体の自主性の尊重（自立を促す支援）
- パートナーシップの構築（市民活動と行政、市民活動と企業、市民活動同士）
- 多様性に合わせた柔軟な支援（活動内容や成熟度に応じた支援施策）
- 間接的・側面的な支援（妨げになっている要因の排除や、支援組織を通じた支援）
- 新しい市民活動団体が生まれる環境づくり（市民の関心の喚起ときっかけづくり）
- 公開性と透明性のある仕組みの支援（市民の理解と支持に基づく支援）

## (2) 自治基本条例における協働の考え方と取組

川崎市は、市民自治の確立を目的に、市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区のあり方、自治運営の基本原則に基づく制度等の自治の基本を定めた川崎市自治基本条例を平成 16 年に制定しました。

この条例では、協働の定義を明らかにするとともに（第 3 条）、自治運営の基本原則の一つに協働の原則を位置付け（第 5 条）、協働施策を整備し、その体系化を図ることが掲げられました（第 32 条）。こうした規定などを背景として、協働型事業のルールを策定するとともに、各区において市民提案型事業が設けられました。

### ■自治基本条例第 3 条に基づく協働の定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

### ■自治基本条例第 5 条に基づく自治運営の基本原則

市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

※逐条説明書では、「協働の原則」とは、市民と市が協力し、互いの特性を發揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働する、としています。

### ■自治基本条例第 32 条に基づく協働推進の施策整備等

市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

## (3) 協働型事業のルールにおける協働の考え方と取組

川崎市は、協働の効果を發揮し、より高い事業成果を得られる協働型事業の推進を目的として、平成 20 年に川崎市協働型事業のルールを策定しました。

公共的サービスの担い手として重要性が高まっている市民活動団体を行政との協働の担い手として捉え、「市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業」を協働型事業と定義しており、協働の相手方は市民活動団体を対象としています。

このルールでは、行政と市民活動団体との間の協働を進めるにあたっての基本的な考え方や協働に関する6つの原則の標準的な事務手順を示しています。

### ■協働型事業とは

市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のことで、行政のみで実施するよりも市民活動団体が加わることでより一層の価値を生み出す場合、または市民活動団体が実施する事業に行政が加わり公的資源（場、資金、人材等）を投入することでさらに価値を生み出す場合に実施します。

### ■協働に関する6つの原則

①目的の共有	②対等の関係	③相互理解
④役割分担と責任範囲の確認	⑤公開性・透明性	⑥成果の振り返り

## 2 協働・連携に関する環境変化

### (1) 地域の課題や社会的課題の複雑化

経済活動や情報のグローバル化、急激な社会環境の変化、人間関係の希薄化、少子高齢化の進行、人口減少社会への転換などを背景として、地域の課題や社会的課題は、今後ますます複雑化することが見込まれ、持続可能な地域社会の構築に向けては、行政の限られた資源では、その全てに対応することが難しくなっています。

地域の課題や社会的課題については、障害を持つ方の高齢化、認知症で単身の方、貧困の連鎖（格差の固定化）、中高年の引きこもりなど様々な内容となっており、その要因は複雑に絡み合っています。また、それらの課題が対象とする地域の範囲も町内会・自治会の範囲など身近な地域レベルから市全域にわたります。

こうした課題は複層的な要因を持つことから、一つの主体による取組だけでは課題解決が難しく、異なる主体の協働・連携による課題解決が期待されています。

### (2) 協働・連携の担い手の多様化

これまでの協働の担い手であった市民活動団体や町内会・自治会に加えて、社会性と事業性の両立を図りながら活動を進めるソーシャルビジネス事業者、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）活動を行う企業や地域貢献に取り組む大学等の多様な主体がそれぞれの特長を活かして社会貢献活動を行う実態が見られます。

また、市民活動団体やソーシャルビジネス事業者については、NPO法の制定や公益法人改革により、いわゆる任意団体のほかに、NPO法人や公益財団法人などの非営利組織から

株式会社等の営利組織まで、組織形態も多岐にわたっています。

多くの主体がそれぞれの特長や役割を活かして、地域の課題や社会的課題を解決する担い手として台頭してきており、また、その主体の組織形態も多様化しています。

表 協働・連携の担い手の多様化

担い手の種類	担い手の特徴
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動を行う主体であり、区における市民提案型事業などを活用した協働の主要な担い手となっています。</li> <li>・ また、ボランティアを中心とした法人格を持たない活動団体に加え、NPO法の制定により、市内のNPO法人数も351団体（平成27年9月末現在）となっているほか、簡便に法人格を取得できる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の整備により、市民活動団体の組織形態も多様化しています。</li> </ul>
町内会・自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会・自治会は共益的な活動を行いつつも、良好な地域社会の維持形成に資する防災、環境美化、防犯、社会福祉など、地域を支える公益的な活動を行っており、それぞれ顔の見える関係を活かして、地域に関する情報やネットワークを有しており、地域活動の主要な担い手として、その重要性が増しています。</li> <li>・ 今後、急速に高齢化が進行する地域社会において、こうした町内会・自治会が有する特長や強みを活かした、協働・連携による取組が広がることを期待されています。</li> </ul>
ソーシャルビジネス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的企業や社会的事業体とも呼ばれるソーシャルビジネス事業者は、地域課題の解決や社会変革を目的として、より事業性を意識した社会的活動を行う主体です。</li> <li>・ 社会性（公益性）と事業性（経済性）のバランスを図ることにより、継続的に社会的活動を行う主体であることに特徴があり、協働・連携の新たな担い手として期待されます。</li> <li>・ また、市民活動団体と同様に、その法人格についても株式会社などの営利組織からNPO法人などの非営利組織まで、組織形態が多様化していることも特徴です。</li> </ul>
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市内では、商店や町工場などの小規模な企業から大手企業まで様々な業種、規模の企業が立地しています。</li> <li>・ 近年、企業においても、地域貢献や社会貢献を積極的に行う事例が増えており、例えば、人材や店舗、技術など企業が有する特長を活かした取組を進めるなど、地域を支える担い手の一つとして注目されています。</li> <li>・ こうした背景としては、CSR（企業の社会的責任）に対する企業の意識変化に加えて、顧客、株主、従業員、取引先など利害関係者（ステークホルダー）に対するブランド戦略や将来のビジネスモデル構築など、経済活動を進めるうえでの合理的判断によるものと考えられます。</li> </ul>

大学等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、大学や専門学校などの教育機関は地域における人的・知的資源を有する担い手として存在感を増しており、各校の特色を活かした取組を展開しています。</li> <li>・こうした背景としては、平成 18 年の教育基本法改正により、大学についての規定が新設され、大学の使命として教育・研究に加えて、研究成果の社会への還元・提供を明文化されたことを契機とした知の地域還元に対する意識の高まりが挙げられます。</li> </ul>
-----	--

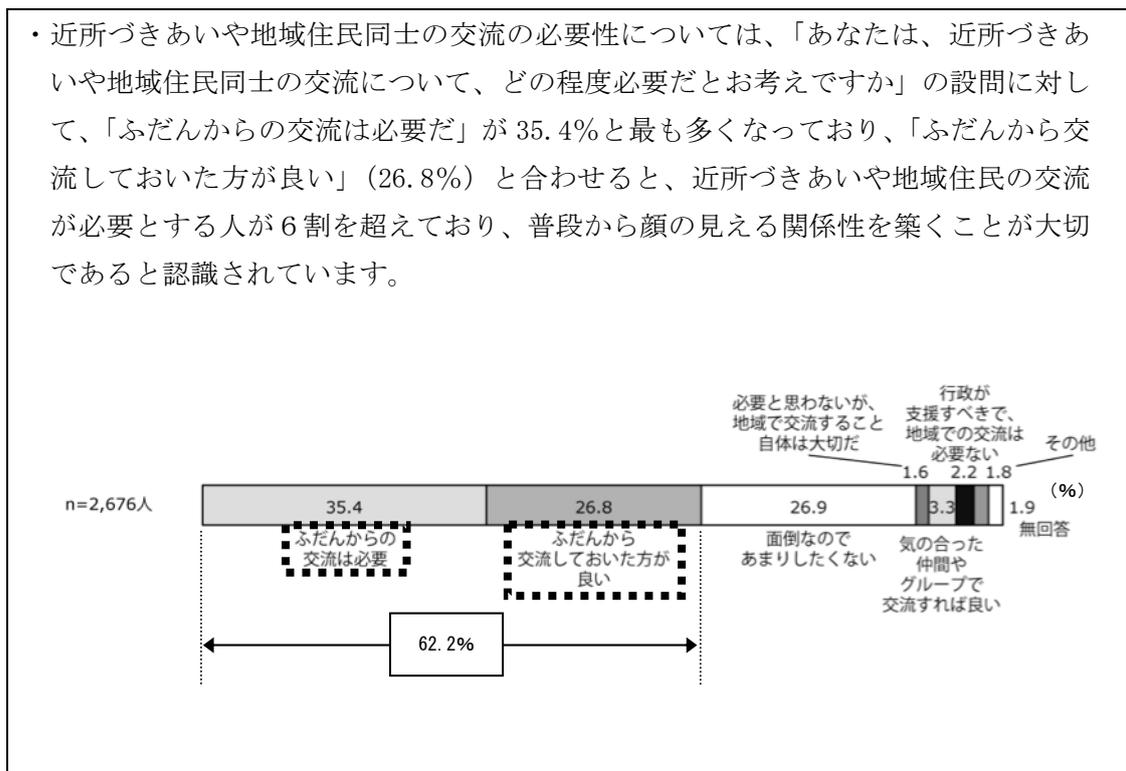
### (3) 市民意識の変化

#### ア 地域における人々の絆やつながりに関する市民意識

東日本大震災を契機として、地域社会における人々の絆の大切さが再認識され、社会貢献、ボランティア活動に関心を持つ人々が増えています。

市民の意識をみると、近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性が高いと認識されていることから、今後、協働・連携による活動の基盤となる暮らしやすい地域社会の構築に向けて、少しでも多くの市民が地域に関心を持つことが重要となります。

#### 図 近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性について



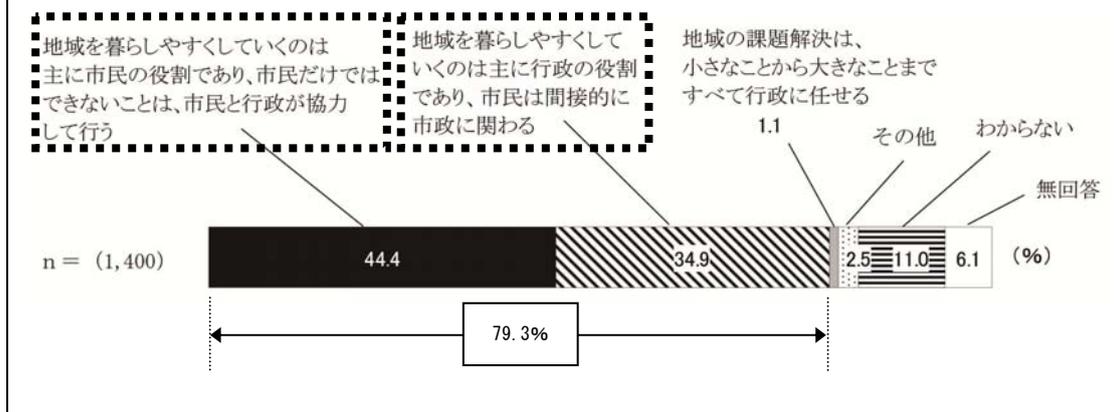
(出典「第3回川崎市地域福祉実態調査報告書」(平成 25 年))

## イ 地域活動や社会貢献への関心の高まり

市民の意識を見ると、地域の課題解決は主に市民の役割であると考える市民が多く、地域活動や社会貢献への関心も高い傾向にある一方で、実際に地域活動や社会活動に参加している市民は少ないことから、社会参加のきっかけづくりが求められているといえます。

## 図 地域の課題解決のために望ましい公共的な役割のあり方

・「地域の課題を解決していくにあたり、今後の公共的な役割のあり方として、どのような形が望ましいと思いますか」の設問に対して、「地域を暮らしやすくしていくのは主に市民の役割であり、市民だけではできないことは、市民と行政が協力して行う」が44.4%で最も多く、「地域を暮らしやすくしていくのは主に行政の役割であり、市民は間接的に市政に関わる」(34.9%)と合わせると約8割の人が、地域課題の解決に市民も何かしらの関わりが必要と考えている一方で、「地域の課題解決は、小さなことから大きなことまですべて行政に任せる」(1.1%)はわずかとなっていることから、市民の側でも地域の課題は地域で解決する意識が高いといえます。

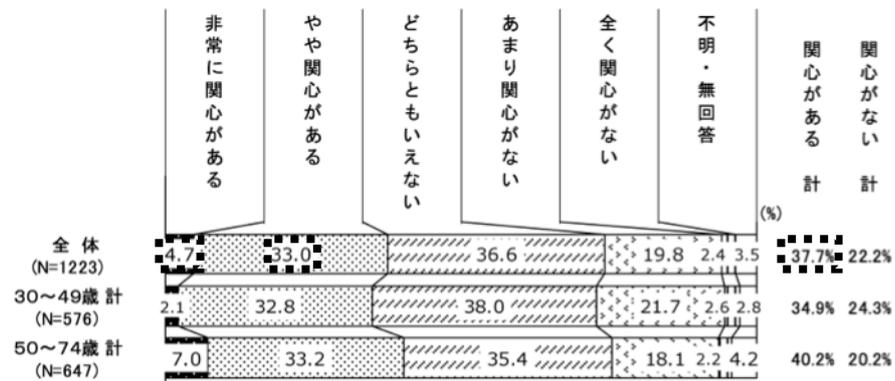


(出典「平成24年度 かわさき市民アンケート報告書」)

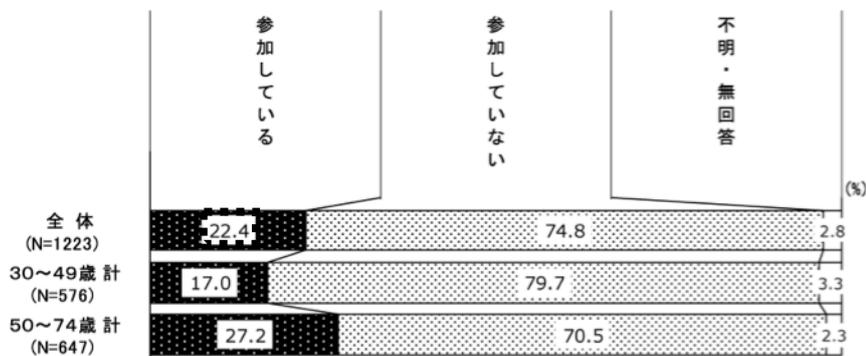
図 市民の社会活動や地域活動への関心度と参加状況

- ・社会活動や地域活動に関心がある（「非常に関心がある」と「やや関心がある」の合計）と答えた市民が 37.7%となっている一方で、実際に活動に参加している市民が 22.4%に留まっています。

〈設問「あなたは、社会活動・地域活動にどの程度関心がありますか」〉



〈設問「現在、継続して社会活動・地域活動に参加していますか」〉



(出典「平成 25 年度 市民自治の実態等に関する調査報告書」(川崎市))

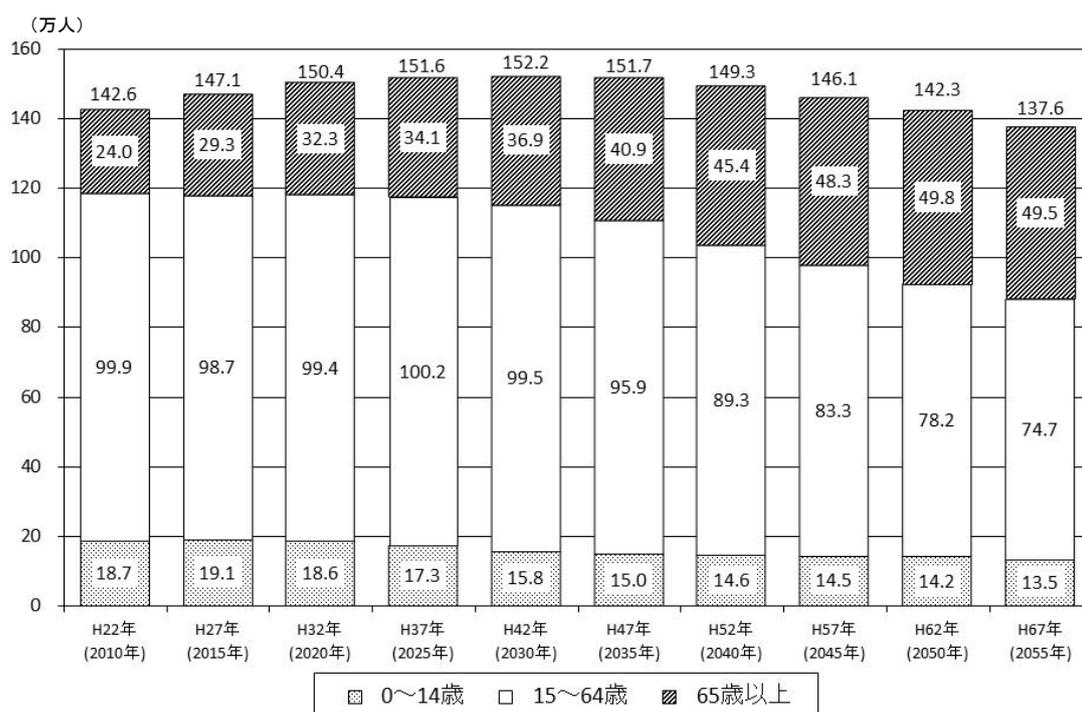
#### (4) 持続可能な地域づくりの必要性

地域を支える町内会・自治会や地域で活動する市民活動団体では、担い手の高齢化や固定化による人材不足や、活動の停滞などの問題に直面しています。

こうした状況下において、今後、見込まれる超高齢社会や人口減少社会の中で、地域社会を支えていくためには、これまでの町内会・自治会や市民活動団体といった一つの主体による取組に加えて、例えばソーシャルビジネス事業者、企業や大学等とも連携し、持続可能な地域づくりを行うことが求められています。

図 超高齢社会の到来及び人口減少への転換

・川崎市では、平成 32 年には高齢化率が 21.4%（65 歳以上の人口 32.3 万人、全市の人口 150.4 万人から算出）となり、超高齢社会（一般的には 65 歳以上の人口比率が 21%を超えた状態とされています）が到来し、平成 42 年をピークとして人口減少に転換すると見込まれています。



(出典「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」(平成 26 年川崎市))

### 3 川崎市における協働・連携の状況

川崎市では、市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業や大学等の多様な主体との協働・連携による取組が進んでいます。そのため、協働・連携による取組を進めるにあたって、外部委託など契約に基づく委託事業のほか、協定の締結に基づく双方の資源を持ち寄る連携事業など、その手法も様々となっています。

委員会では、多様な主体による協働・連携が進められていることを踏まえて、協働・連携の主体ごとに特徴を整理しました。

#### (1) 市民活動団体との協働の状況

市民活動団体は、地域の課題や社会的な課題に対して、自主的・先駆的・機動的に取組を進める主体であることから、それぞれの主体による自発的な公益活動に加えて、行政との協働の取組に関して、川崎市の協働型事業の担い手となっています。

川崎市では、主に市民活動団体等との協働に関連して、「協働型事業のルールに基づく協働型事業の実施」、「区における市民提案型事業」、「市民館における市民自主学級・市民自主企画事業」などを通じて、様々な分野における協働の取組を進めています。

また、市民活動を支援するために、全市・全領域の市民活動の中間支援組織であるかわさき市民活動センターが設立されるなど、民間の中間支援組織が生まれるとともに、一部の区においては、まちづくり推進組織<sup>1</sup>が必要な支援を行っています。

表 主な市民活動団体との協働について

項目	概要
協働型事業のルールに基づく協働型事業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>市民活動団体と行政の良好な関係構築を目指し、協働する際の標準的な手続きや尊重すべき原則を定めたもので、これに基づき、市民活動団体と行政の間の協働型事業として、市民に身近な区や市民館などを中心に取組が進められています。</li><li>このルールの中において、協働型事業とは、市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のこととして定義された概念で、企業や大学等との連携は位置付けていません。</li></ul>
区における市民提案型事業	<ul style="list-style-type: none"><li>宮前区を除く6区において、地域課題解決のための事業として、市民活動団体等から、協働事業を公募し、選考された企画を、市民活動団体への委託により、市民提案型事業を実施しています。</li><li>宮前区においては、宮前区まちづくり協議会による助成制度が、類似の役割を果たしており、各区の実情に応じた取組が進められています。</li></ul>

<sup>1</sup> 市民参加により市民の考えによる区の将来のあり方を明らかにするために策定された「区づくり白書」の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政とのパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりを目指すため、平成12年度に各区に設置。平成27年度現在、幸区と麻生区を除く各区に設置。

市民館における市民自主学級及び市民自主企画事業	<p>・地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政の協働により行うことで、市民の主体的な生涯学習の振興を目的として、各区の市民館において実施されている事業です。これから活動を始めようとする個人・団体、または活動初期の団体に多く利用されており、地域における活動の担い手の発掘や市民・学習グループの人材育成の役割も果たしています。</p>
-------------------------	--

## (2) 町内会・自治会などとの協働の状況

良好な地域社会の維持及び形成により地域社会を支える町内会・自治会や地域福祉を推進する社会福祉協議会などの団体は、地域における顔の見える関係性のなかで、地域の担い手として重要な役割を担っています。

町内会・自治会以外にも地域で活動する民生委員児童委員、スポーツ推進委員、消防団員、交通指導員、青少年指導員、防犯指導員などの行政委嘱委員の人数は相当数に上り、これらの行政委嘱委員は独任制の場合であっても地域ごとの協議会組織にも所属しています。また、こうした行政委嘱委員と地域住民により構成され、住民主体による地域福祉の推進を目的とした地区社会福祉協議会という組織もあります。

行政は、こうした町内会・自治会などと、地域住民のつながりや地域課題解決の強化を目的として、地域における安全・安心に関する取組、美化活動や福祉活動など、様々な協働の取組を行っています。

## (3) ソーシャルビジネス事業者との連携の状況

ソーシャルビジネス事業者は、社会性（公益性）と事業性（経済性）の両立を図ることを特徴としており、その継続的な社会的活動が注目されていることから、地域における雇用創出や課題解決に向けた事業化など、近年、新たな協働・連携の担い手として期待されています。

川崎市においても、ソーシャルビジネス事業者と包括連携協定を締結し、就労困難者の雇用に向けた取組を行うなど、ソーシャルビジネス事業者の個性や特長を活かした連携の取組が進められています。

## (4) 企業との連携の状況

企業は、効率的・効果的に世の中の課題解決に向けたサービス等を提供するという特長があり、一般的には利益の追求を目的としていますが、一方でCSR(企業の社会的責任)として社会貢献や地域貢献などの取組を進めるほか、社会的課題の解決を企業ミッションとして掲げる場合の捉え方として、CSV (Creating Shared Value : 企業価値と社会的価値の共通価値の創出) の考え方が広まっています。

そうした企業が有する特長を活かした様々な連携の取組が地域の中で展開されている状況が見られます。

また、川崎市では、市民生活に係る幅広い分野において複数の取組を進めることを目的とした包括連携協定や個別の施策分野に関する個別連携協定などを約 200 件（平成 27 年 9 月時点）締結しています。こうした協定に基づき、各企業が持つそれぞれの強みを最大限に活かした連携事業に取り組んでいます。

## （５）大学等との連携の状況

大学や専門学校などの教育機関は、研究や教育活動を通じた知的資源・人的資源を有する主体です。

大学については、平成 18 年の改正により、教育基本法に新たな規定が新設され、大学の使命として教育・研究に加え、社会への成果の提供が明文化され、地域における新たな活動の担い手として注目されています。

川崎市には、11 の大学（平成 27 年 9 月時点）があり、例えば、地域課題解決に向けた学生インターンシップや学生ボランティアの派遣、市民向け公開講座、町内会・自治会や市民活動団体と連携した地域活性化の取組等、各大学等が持つ知的資源や人的資源などの特色を活かした、地域における顔の見える連携事業が展開されています。

また、川崎市は約 60 件の個別連携協定（平成 27 年 9 月時点）を締結し、幅広い分野において様々な取組が進められています。

## （６）その他の協働・連携の取組の状況

### ア 他自治体との連携の状況

近年、横浜市との待機児童解消に関する協定、世田谷区や宮崎県との包括協定の締結など、それぞれの自治体が持つ強みや特長を効果的に活かした連携により、地域課題の解決のみならず、市民生活の利便性や都市の魅力向上、住民同士の交流の促進などの成果が生まれています。

### イ 市民の間における協働・連携の状況

行政と民間との間の協働・連携の取組以外にも、市民の間における協働・連携の取組が広がっています。

市民活動団体の中には、活動を進める中で、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業や大学等、行政以外の多様な主体と連携した取組が増えています。

また、町内会・自治会なども顔の見える関係性を活かして、地域の大学等、企業、商店会、市民活動団体など、他の主体との連携により、地域福祉の向上や防災活動、地域活性化など様々な取組を行っています。

こうした各主体それぞれの強みや特長を効果的に活かした、市民の間における連携した取組が、地域課題の解決や社会変革につながることを期待されています。

## ウ 地域包括ケアシステム<sup>2</sup>を中心とした職種間連携の展開

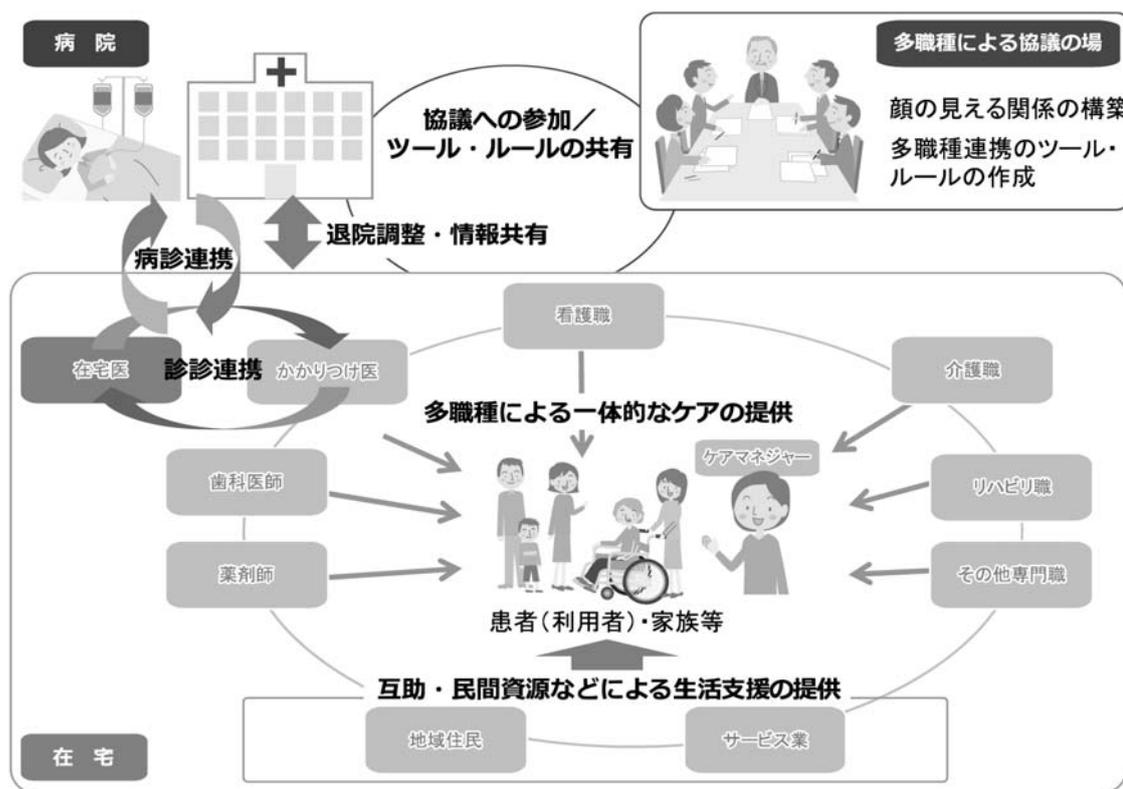
川崎市においては、平成 32 年に「超高齢社会（一般的には 65 歳以上の人口比率が 21% を超えた状態）」が到来することが予想されています。誰もが安心して暮らしていける地域づくりが、今後の大きな課題となっており、そのためには、地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっています。

そのため、平成 27 年 3 月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。その中で基本的な視点として、「多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」、「多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活と尊厳の保持の実現」が掲げられています。

多様な主体の活躍や多職種の連携については、協働・連携の取組にも重なる内容であり、地域包括ケアシステムの構築が今後の協働・連携のモデルケースの一つになることが期待されます。

図 医療機関からの在宅復帰を例とした地域における連携（イメージ）

（川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（平成 27 年 3 月策定）より）



<sup>2</sup> 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第 2 条第 1 項より）

#### 4 まとめ ～多様な主体との協働・連携の必要性～

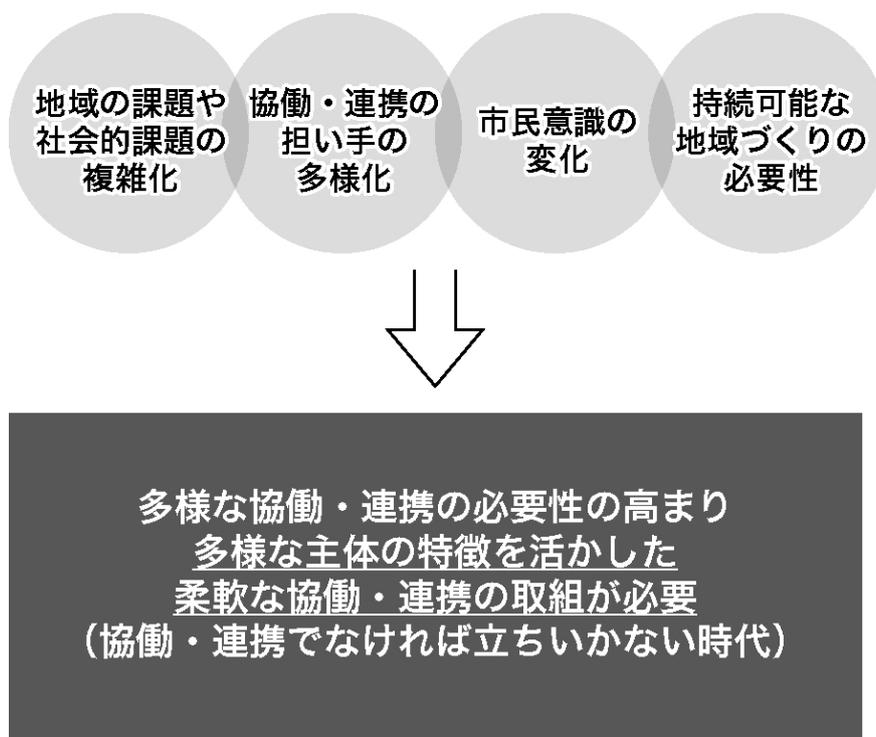
市民活動支援の観点から協働へ発展していった地域課題解決の取組は、現在、行政と市民活動団体のみならず、多様な主体による協働・連携へと広がりを見せています。

この背景には、地域課題や社会的な課題の複雑化や協働・連携の担い手の多様化に加えて、市民意識の変化、持続可能な地域づくりが求められている状況が挙げられます。

また、個々の主体が単独で地域課題の解決に取り組んでも解決は難しく、それぞれの特長や強みを活かし、地域課題に対して投入する資源の最適化を図り、様々な特性を組み合わせることによる相乗効果が期待されるような多様性を活かした協働・連携が必要不可欠な時代になると考えられます。

そのため、市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業や大学等の事業者などや行政を含む多様な主体が、適切な役割分担により、それぞれの特長や強みを活かした、市民と行政が共に支える協働・連携によるまちづくりを推進する必要があります。

図 協働・連携に関する環境変化と多様な主体との協働・連携の必要性のイメージ



### 第3章 多様な主体との協働・連携のあり方や施策の方向性に関する調査審議

委員会での調査審議は、多様な主体との協働・連携が必要となっている現状を踏まえ、身近な地域における協働・連携の課題に関することから、社会的な意義やあり方に関することまで、多岐にわたりました。

委員会の各回では、具体的な事例を通じて、多様化する協働・連携の促進に必要なことや、活動を進める際に必要となる協働・連携の基盤強化のあり方や資源調達の新たな手法、地域における協働・連携を通じた持続可能な仕組みづくりの必要性など、幅広い議論が進められました。

本章では、これまでの委員会における多岐にわたる議論について、第4章の今後の川崎市の協働・連携の推進に関する方向性に向けた提言につなげるため、次のとおり論点を3つに整理しました。

#### ■調査審議に基づく3つの論点

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 多様化する協働・連携への対応</li><li>2 新たな価値や社会変革に向けて協働・連携を活性化するための基盤強化</li><li>3 協働・連携を通じた地域の課題解決力の強化</li></ol> |
|--|

#### 1 多様化する協働・連携への対応

委員会では、協働・連携の主体や手法が多様化している状況を踏まえ、これまでの協働・連携の制度的な枠組みに加えて、社会を構成する多様な主体間における協働・連携を幅広く捉えることの必要性に関する調査審議を行いました。

具体的には、多様な主体間における成果志向型の取組や、より良い成果を生み出すための課題や目的の共有が重要であることに加え、これまでの枠組みと違った主体ごとの特性に配慮した新たな対応が必要であること、主体間の相互理解の促進が必要であることなどに関する意見が出されました。

#### 《委員会で出された主な意見》

##### 【協働・連携における成果志向、目的や目標の共有の重要性】

- ・協働・連携した主体双方に利益があるかどうかだけでなく、協働・連携で生まれたサービスが地域の課題解決に役に立つかどうか、受益者がどう思うかが一番重要ではないか。
- ・目指すべき社会のイメージ図を描くには、ただ協働・連携の主体の組合せのイメージをつくれればよいのではなく、課題解決に対して、取り組む組織ができ、目標が達成されたら解散することもある。組織ありきではないということもエッセンスとして盛り込むことが重要ではないか。

- ・異なる主体をつなげることの背景には、アジェンダ（課題）の共有が一番重要であり、同じ課題認識を持ち共通目的を設定することが必要ではないか。
- ・行政を含めた各主体が協働の意義を常に意識する必要がある。公益増進に資するという認識が大切ではないか。
- ・活動に対する共感を得るために取組成果の見える化が必要ではないか。
- ・取組の社会的インパクトを経済価値で測定するような仕組みを活用してもよいのではないか。
- ・各区におけるこれまでの市民提案事業の成果の検証が必要ではないか。
- ・協働・連携の出口戦略を明確にする必要がある。出口としては行政による制度化・政策化や民間による事業化などがある。

### 【協働・連携の担い手の多様化への対応】

- ・各主体間における連携が進み、企業や大学など多様な主体が公益活動を行っている現状を踏まえると、地域の課題解決に参加する主体であれば、誰でも協働・連携の主体と捉えてよいのではないか。
- ・最近では、団体設立時に手続などの簡便さから、NPO 法人ではなく一般社団法人を選択するケースがある。その場合、公的支援や協働の制度の枠組みに入らないことがある。
- ・ソーシャルビジネスなどの新たな活動手法が広がりを見せており、協働委託の入札条件等における法人類型等の一義的な整理が難しくなっているのではないか。
- ・同じような社会的な活動を NPO 法人などが行っている一方で、株式会社が行っているケースも出てきているので、協働委託などの入札時の条件設定において、組織形態の多様化への柔軟な対応が必要でないか。
- ・NPO 法人や企業が協働・連携に関する相談をしたり、提案したりする一元的な窓口が行政の中に必要ではないか。所管部署が分からない取組や複数の区や局にまたがる取組などを受け付けて検討する仕組みが必要ではないか。
- ・大手資本と地域の NPO 法人などが同じステージで競争できる仕組みをつくる必要があるのではないか。
- ・課題解決の成果をすぐに出そうとすると川崎市外（東京など）で活動している力のある市民活動団体とばかり協働・連携することになり、地域で活動している小規模な団体が埋もれてしまう。そういった団体が活躍できるような支援などが必要。
- ・社会的な価値を持つ事業体に対する公共発注の枠をつくるべきではないか。例えば、委託などの入札時の条件として、企業など営利を目的とする法人であっても、一定の社会的活動をしている実態を評価する仕組みなどが考えられるのではないか。
- ・多様な主体による協働・連携の取組が既に一定程度進んでいる状況を踏まえれば、主体別の協働・連携のあり方に関する具体的な検討が必要ではないか。
- ・行政と市民活動の協働・連携についてはこれまで制度・仕組みが整備され、取組が進め

られてきたが、ソーシャルビジネスや企業など、新たな主体との協働・連携の仕組みや制度の整備が求められる。

- ・行政が市民の間における協働・連携に対してルールをつくってしまうと縛りになる。市民の間における協働・連携ではなく、今回の検討を通じて、行政サービスのあり方を変える、極端に言えば行政改革と理解している。

#### 【多様な主体間の相互理解の促進】

- ・多様な主体間の相互理解が重要ではないか。意思決定プロセス、予算手続について主体ごとの特徴を相互に理解していなければうまく協働・連携できないので、相互理解を促進させるための情報提供が重要ではないか。
- ・市民活動団体は、企業との協働・連携を進めるにあたり、企業の理解や協力を得るのに苦労している現状がある。
- ・市民活動団体とソーシャルビジネスや企業との連携にあたって、どう進めていったらよいか、互いが見えていない部分があるので、市民活動団体が企業などと交流する場が必要ではないか。
- ・企業は、実態として市民活動団体の活動がよく分からない、また、そうした団体をよく知らないので、協働・連携に結びつきっかけが少ない。企業などの資源提供者から見ると全市的な中間支援組織がないように思われる。
- ・行政や他の主体の担当者が密に連携を図り、互いに情報交換できる場があるとよいのではないか。
- ・いわゆる活動資源としてだけでなく、交流促進という観点からも、場は非常に重要である。
- ・市民活動団体は同じような活動をしている他の団体とのつながりの場を求めている。お互いの活動を見て学び合うことが必要ではないか。
- ・活動したいと思っている人を支援する場、既に活動している人同士の交流の場、活動に課題を抱えている団体を支援する場、同じような活動をしている他の団体との交流の場など参加者に応じた場の設定が必要である。

## 2 新たな価値や社会変革に向けて協働・連携を活性化するための基盤強化

新たな価値や社会変革に向けて協働・連携の取組を活性化するには、その取組の担い手を支え育てるための基盤強化が必要ではないかという調査審議を行いました。

具体的には、協働・連携の取組を活性化することにより、更なる新たな価値の創出や社会変革に向けて、協働・連携の取組事例の共有や点の活動を面に広げていく水平展開の必要性、中間支援組織としてコーディネートの役割がより重要になっているということ、新たな中間支援としての市民ファンドとの連携などの意見が出されました。さらに、協働・連携を支える資金や人材について、クラウドファンディング<sup>3</sup>やプロボノ<sup>4</sup>など、新しい資金調達の手法や活動を支える新たな人材発掘など、より具体的な支援施策等に関する意見がありました。

### 《委員会が出された主な意見》

#### 【協働・連携に関する取組の情報共有・水平展開】

- ・協働・連携の取組を情報発信する際、「波及効果があるか」「課題解決の取組をどう市内に広げていくのか」という視点が重要ではないか。
- ・川崎市の協働・連携の取組が知られていない。もっと情報発信することで協働・連携が活性化するのではないか。
- ・ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブックなど ICT<sup>5</sup>を活用したデジタルと地域に根付いたアナログの情報発信を組み合わせた効率的な情報発信が必要ではないか。

#### 【協働・連携を促進する中間支援のコーディネート力の強化】

- ・これまでの協働・連携に関する議論は、主体間の関係性の議論が中心だったが、これからは資金の流れがポイントになるのではないか。
- ・特に協働・連携の取組を持続可能な仕組みとするためには、資金の流れを変えることが重要ではないか。
- ・川崎市で市民ファンドという幅広い市民の資源を社会変革につなげるための新しい中間支援が出てきているので、その活用や連携も考えられるのではないか。
- ・社会の課題解決の取組と資金援助をつなげる、確立された職種として事業をコーディネートする人材が求められるのではないか。
- ・今後の中間支援に求められる役割として、活動団体への支援や育成だけでなく、多様な主体や資源をつなぎ、コーディネートすることがより重要となるのではないか。
- ・これからの中間支援団体と一緒に事業をつくるような取組が必要。資金を提供するだけ

---

<sup>3</sup> 不特定多数の人がインターネット経由で、他の人や組織に財源の提供や協力などを行うこと。群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語

<sup>4</sup> 職業上の経験・知識・専門スキルを活かした、新しいスタイルの社会貢献活動

<sup>5</sup> Information and Communication Technology、情報や通信に関する技術の総称

でなく NPO 法人や市民活動団体の中に行政や事業者なども入って具体的な事業を一緒につくっていったり、地域で活動している人と課題から一緒に考えて資金を提供したりするような伴走型の取組が求められる。

- ・単に資金を提供するだけでなく、活動主体に寄り添って事業を進めるなどの支援がこれからは重要ではないか
- ・萌芽的な分野（独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期にある分野）における協働だけでなく、成熟している取組や主体をつなぎ直すことで、単体の主体による取組よりも、より高い成果が得られるのではないか。
- ・市民の間における協働・連携は、行政が入れない、入ってはいけない場面が増えてくると思う。もしくは行政がそこをつなぐような仕組みなど、さまざまな展開が必要なのではないか。
- ・市民の間における連携は、行政ではできない柔軟な形ができる。多様な主体が力を発揮できるような環境づくりが必要である。

#### 【市民ファンドなど新たな資金調達手法の活用】

- ・市民活動団体の中には、助成金や委託事業がなくなると、活動の継続が難しくなってしまう場合がある。
- ・市民ファンド・クラウドファンディングなど新しい資金調達の活用やファンドレイジング（資金調達）能力の向上などが活動の広がりには必要でないか。
- ・行政からの資金調達だけでなく、寄付・会費、自治会資金の活用や、収益事業としてのコミュニティビジネスなど、様々な手法を展望する必要があるのではないか。
- ・遺贈などを市民活動団体や社会起業家に提供できれば資金の循環ができるのではないか。
- ・資金の支援には専門性が必要。行政書士や税理士、金融機関などの専門機関と市民ファンドが結びつくような場があるとよい。
- ・全国的に増加が見込まれる空き家を利活用できる仕組みが必要ではないか。

#### 【協働・連携を担い、支える人材の発掘・育成】

- ・地域に関心を持たない人にどうやって参加してもらえるかが課題である。特に川崎市は人の転出入が多いので、転入してきた市民にどうやって参加してもらおうかも課題である。
- ・「社会に対して良いことをしたいが、無償ではなく、一定の報酬は得たい」というように、有償ボランティアやプロボノとも違った社会参画を求めているケースが増えてきており、そうした層を活動につなげることが課題である。
- ・普通の人々が公共を支えるという視点が必要。そのためには、一人ひとりのシチズンシップ<sup>6</sup>を掘り起こして普通の人々が活動することが必要ではないか。

---

<sup>6</sup> これまで「市民権」「公民権」などと訳され、国籍や参政権に近い概念であったものが、「市民社会でいかに振る舞うか」といった概念へと広がってきている。

- ・地域における活動では人材が不足しており、次世代につなげるための人材発掘・育成が求められている。それには、行政の持つ信頼性が求められる。
- ・地域の色々な会合に参加、声掛けをして、人材を発掘することが必要ではないか。また、町内会・自治会など狭い範囲でも交流が求められていて、地域にどのような人材がいるのかが分かる仕組みが必要ではないか。
- ・地域における様々なニーズに対応でき、率先して活動できるリーダー的人材の育成が必要ではないか。
- ・市民館は、地域の社会教育振興を担う施設であり、協働・連携に特化した講座等を実施しているわけではない。地域や社会の課題等を学ぶことを通じて、地域で主体的な学習活動や地域活動を担う人材を支援・育成している。そういう意識で市民の学習活動をさらに支援できる職員の力量が求められる。
- ・行政は、市民館が地域活動を担う人材を育成し、かわさき市民活動センターや社会福祉協議会がさらにコーディネーターとして実践者を育てるといった流れを考えてほしい。
- ・市民館が主催する「シニアの社会参加支援事業（活動編）」では、コミュニティカフェ運営者養成講座を開催し、運営に携わっている人を運営方法に関する講師としていた。今後の発展も考え、養成講座に参加した市民グループが、単にサークル的な活動ではなく、主体的に事業を実施していくためにサポートするシステムがあるとよい。
- ・若い人は社会から必要とされたいと思っていて、声を掛けられるのを待っている。NPO法人など参加してもらいたい側が情報提供プラスアルファのきっかけづくりを行うことが大切。
- ・地域で生活する人同士が助け合い、地域課題を解決する必要性について具体的な事例を挙げて、年代に応じた教育を行うことが必要ではないか。
- ・子どもに対しては、学校教育の中に寄付教育を取り入れていくことが必要ではないか。
- ・コーディネーターやリーダーとなる人材以外に、例えば、無償で活動の場を提供するなど、場を提供する人材も重要ではないか。

### 3 協働・連携を通じた地域の課題解決力の強化

持続可能な地域づくりの構築に向けた、多様な主体による協働・連携の取組について、具体的なあり方を検討する調査審議を行いました。

具体的には、身近な地域の課題を地域で解決するための具体的な仕組みづくりとしてプラットフォームの必要性やそのための協働・連携の拠点のあり方、地域課題の見える化などに関する意見が出されました。

#### 《委員会が出された主な意見》

##### 【地域における協働・連携の仕組みづくり】

- ・協働・連携に関する良い理念があっても、実際の取組に結びつかないと、絵に描いた餅になる。理念を実際に取組として機能させる仕組みを検討することが必要である。
- ・地域における課題解決の仕組みとして、多様な主体から構成されるプラットフォームには、それぞれの課題に応じて、様々な主体の組み合わせによるチームを編成する機能が求められるのではないか。
- ・プラットフォームについては、チームによる課題対応プロジェクトを実施し、最終的には区レベル、地域レベルから市民の声をまとめ、全市に広げていくような、政策提言ができる機能を持たせられないか。
- ・課題によっては、行政が入らなくてもよい場合もあるが、大きな課題に対しては、行政が入ったほうがよい場合もあるなど、課題に応じた行政の介入が必要。
- ・行政は多様な主体の一つではあるが、協働・連携のプラットフォームを支え、様々な地域資源や主体をつなぐ、コーディネート機能も担うので、欠かせない存在である。多様な主体が協働・連携する際、そのチーム編成にはいくつかのパターンがあるが、行政はいずれの場合でも必要。
- ・今後求められる行政職員像として、公的サービスを提供する役割だけでなく、様々な地域資源や主体をつなぎ、コーディネートする役割がより高まるのではないか。
- ・課題に対して、ある程度の知識を持ち、地域の現場の状況を把握していて、マッチングを行える人材をどれだけ増やせるか。例えば、社会福祉協議会の場合は福祉に特化している印象があるが、様々な問題に対応できる人材がいるとよい。それも無償のボランティアでなく専門的な職種として確立されていることが好ましい。
- ・企業や大学、その他多様な主体を含めた協働・連携には、共通のルール、共通のプラットフォームがあるべきだと思う。

##### 【地域における中間支援拠点の必要性】

- ・全市を対象とする中間支援組織であるかわさき市民活動センターは現在1カ所しかないが、南部、中部、北部と3カ所くらいに必要ではないか。
- ・区レベル、地域レベルの住民参加型の中間支援と、社会的課題解決の担い手に対する全

市的な中間支援の2つの議論があり、それぞれ別の整理が必要ではないか。

- ・何らかの活動を始めようと思っている人がまず頼りにするのは身近にある区役所で、今後、区レベルの中間支援の機能を充実させることが必要ではないか。
- ・区レベルではまちづくり推進組織が中間支援機能を担っている場合もあるが、担い手が不足している。また、行政の縦割りもあり、運営・相談機能等には改善の余地がある。まちづくり推進組織についても、位置付けが不明確なので、整理が必要ではないか。
- ・区レベルでは、既存の区民活動支援コーナーがコーディネート機能を備えていないので、その機能を強化すべきではないか。特に相談機能やコーディネート機能の強化が求められるのではないか。
- ・市民館は、実際の生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことのほか、住民の集会、その他公共的利用に供することが目的の施設であるが、生涯学習団体、市民活動団体が有効に活用するためにも、使い勝手をもっと良くした方が良い。
- ・地域の活動支援拠点を担う人材は、地域の人であれば誰でもよいということではなく、協働・連携にあたっては取扱う情報が多岐にわたるので、専門的な知識を有する特定の2、3人程度で担うべきではないか。ボランティアで担うのは難しい。最低賃金程度の対価を払って、そういった人材を明確に位置付けることが必要ではないか。また、責任を持って運営できる団体に委託することも考えられる。
- ・住民のニーズややりたいことは交流の中ではっきりしていくというイメージがある。不特定多数に開かれた、特段の目的が無くても立ち寄れる場が市、区、地域レベルでもっとたくさんあっても良い。交流することがきっかけづくりになるのではないか。
- ・地域レベルでは、こども文化センターやいこいの家など既存施設の有効活用や利用促進のほかに、地域に関わる最初のきっかけとしてコミュニティカフェの活用も有効ではないか。
- ・横浜市港南区では市民活動支援センターのランチ（サブ拠点）として、2カ所のコミュニティカフェが指定されている。いきなり地域レベルでどうするかではなく、市民の力を借りて、少しずつ区域レベルの場を地域に広げていく可能性もあるのではないか。そういう意味では、これからコミュニティカフェのような民設民営拠点も活用すべきではないか。

### 【地域課題の見える化<sup>7)</sup>】

- ・行政や民間が持つ様々な統計データや情報を共通のウェブサイトなどに分かりやすくまとめて、公開するなど、地域課題を見える化できれば、地域で新しいビジネスや市民活動の可能性が生まれてくるのではないか。

---

<sup>7)</sup> 可視化されてこなかったデータなどを分かりやすく加工し、デザインなど工夫して視覚化して示すこと

## 第4章 今後の川崎市の協働・連携の推進に関する方向性に向けた提言

本章では、第3章で示した多様な主体との協働・連携のあり方や施策の方向性に関する調査審議の結果を踏まえ、今後の川崎市の協働・連携の推進に関する方向性に向けて、必要と思われる事項について、委員会として次のとおり提言をまとめました。

提言内容は、「協働・連携の意義」、「協働・連携の基本理念」、「協働・連携の推進に向けた基本的視点や施策の方向性」、「今後の協働・連携の施策推進に向けた取組の方向性」の4つの項目から構成されています。

### 1 協働・連携の意義

川崎市において協働・連携の推進を図る意義（なぜ協働・連携の推進に取り組むのか）について、委員会では次の3点が挙げられると考えます。

#### ■協働・連携における3つの意義

- |                |
|----------------|
| 1 多様性を活かした相乗効果 |
| 2 新たな価値の創出     |
| 3 市民自治力の向上     |

#### （1）多様性を活かした相乗効果

地域の課題や社会的な課題も複雑化しており、その解決には単体による取組では難しくなっています。したがって、こうした課題の複雑化に対応するためには、多様性を活かした協働・連携の取組が不可欠です。

協働・連携に取り組む主体として、市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学等、行政などの多様な主体が存在し、それぞれの立場から役割を果たして、社会的な活動を行っています。

協働・連携の取組において、多様な主体が、それぞれ異なる強みや役割を活かして、力を合わせることにより、相互に補完しあう相乗効果が生まれ、より迅速かつ柔軟で効果的な課題の解決が実現されるものと考えます。

#### （2）新たな価値の創出

協働・連携の取組を通じて、目的や社会的役割の異なる主体が交わることにより、単体ではこれまで気づかなかった発想や新たな視点が生まれることがあります。

こうした多様な主体による協働・連携の取組を進めることを通じて得られた「気づき」により、多様な主体による協働・連携の取組を通じて、そうした新しい事業モデルや課題解決に向けた取組のヒントを得るとともに、新たな価値を創出し、社会変革（ソーシ

ャルイノベーション<sup>8</sup>)につなげることが、今後、ますます複雑化する課題の解決に向けて、不可欠であると考えます。

そうした新たな気づきや取組を参加者が共有し、相互に展開を広げることで、更なる社会変革を起こすという好循環が期待されます。

### (3) 市民自治力の向上

今後、予想される超高齢社会の到来を見据え、協働・連携による持続可能な地域社会の構築が、より重要となってきます。

地域における協働・連携の取組を通じて、それぞれの主体が、より主体的に課題解決に向けた取組に関わりを持つことにより、地域全体の自治力が一層高まり、地域の課題解決力に厚みが増すものと考えます。

特に、地域の見守りという点において、地域の課題を生活している人が解決できるような仕組みを整えていくことが大切となります。

また、協働・連携の取組を進めるための前提として、活動に対する市民一人ひとりの参加が不可欠です。ボランティア活動のほか、寄付やサポート的な参加など、様々な形で関わりを持てるような参加機会の拡充が重要であると考えます。

さらに、地域における協働・連携の取組を通じて、共に地域を支える主体間の交流が図られ、既存のコミュニティの活性化や新たなコミュニティが形成されることなどの効果も期待されます。

---

<sup>8</sup> これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと

## 2 協働・連携の基本理念（協働・連携により目指すべき社会）

協働・連携の意義を踏まえ、今後川崎市が目指すべき協働・連携の推進に向けた基本理念は次のようにすることがふさわしいと考えます。

### ■協働・連携の基本理念

行政、市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学等の  
多様な主体がその枠を超えて、互いの強みを持ち寄り、  
地域の課題解決や社会の変革に向けて、主体的に取り組むことを通じ、  
暮らしやすい地域社会の実現を図ること

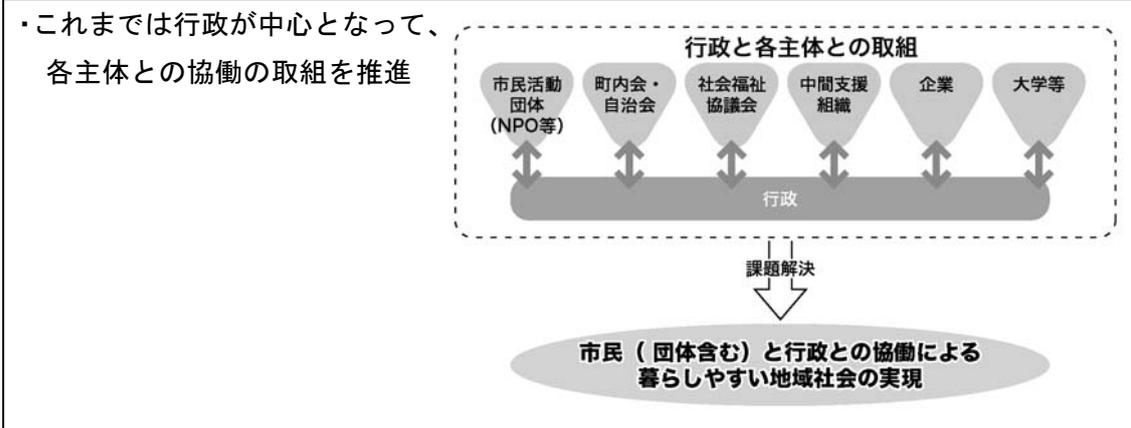
これまでの協働や連携は、主に市民活動団体や町内会・自治会と行政との間における協働、あるいは企業や大学等と行政との間の連携など、行政を中心としたものと捉えられていました。

基本理念では、行政も社会を構成する主体の一つとして捉えて、多様な主体による協働・連携を描いています。また、何らかの活動などを行う団体だけでなく、寄付やボランティアへの直接的な参加やブログやツイッターなどでの情報発信などの間接的な参加など、活動を支える個人も関係者の一員として含まれるものと考えています。

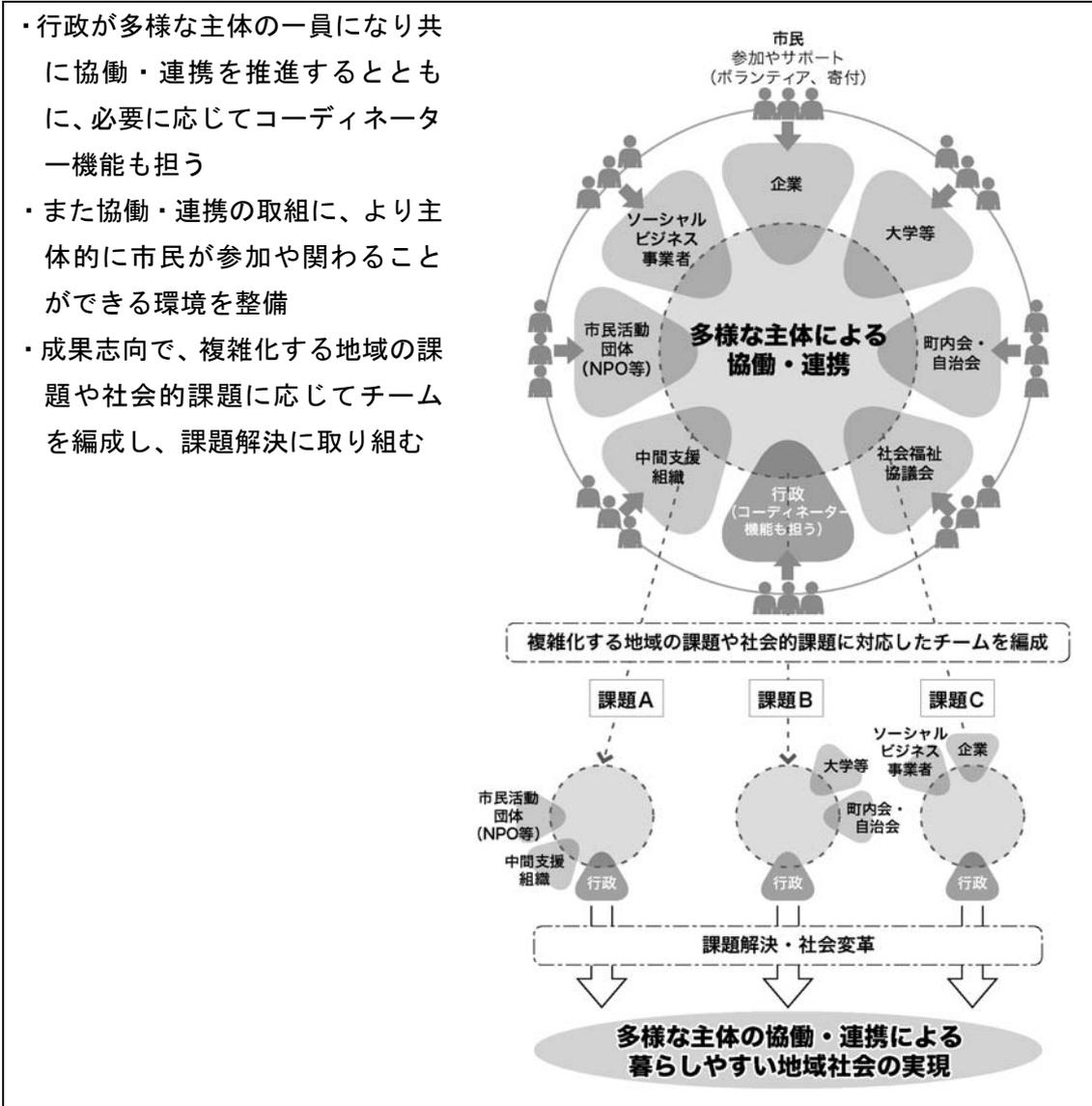
特に重要となるのは、こうした多様な主体が協働・連携することにより、それぞれが持つ特長を最大限に発揮し、新たな発想や視点を活かして、地域の課題解決や新しい社会変革を起こす、という意識です。

その上で、企業を含めた市民の一人ひとりが主体的に取り組むることにより地域全体の自治力を向上させることを通じて、最終的には、自治基本条例において協働の原則として掲げられている「暮らしやすい地域社会の実現」に向けて、互いに尊重し、対等な関係に立ちながら協力していくことを表現しています。

■目指すべき社会のイメージ図（これまで）



■目指すべき社会のイメージ図（これから）



### 3 協働・連携の推進に向けた基本的視点や施策の方向性

協働・連携の基本理念を踏まえ、委員会では、今後の川崎市における協働・連携の推進に向けた基本的視点や施策の方向性として3つの事項をとりまとめました。

#### ■ 3つの基本的視点や施策の方向性

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 成果志向による、多様性を活かした効果的な課題解決</li><li>2 協働・連携の活性化によるソーシャルイノベーションの促進</li><li>3 持続可能な地域づくりに向けた協働・連携の促進</li></ol> |
|---|

#### (1) 成果志向による、多様性を活かした効果的な課題解決

協働・連携の取組は、目的を達成するための手段の一つであり、取組を進めること自体が目的ではありません。

ここでは、その目的を達成するために、成果志向であることの必要性、アウトプット（取組結果による成果物・事業量）・アウトカム（波及効果を含む成果）の共有、協働・連携の取組の中に多様性を活かすことの重要性等について考えを述べます。

#### ア 協働・連携の推進に向けた基本的視点

##### 【成果志向とより良い成果を生み出すための課題・目的の共有】

協働・連携の目的は、最終的には地域課題の解決や社会変革を起こすことを通じて、暮らしやすい地域社会を実現することであり、協働・連携とはその目的達成の手段に過ぎません。すなわち、協働・連携の取組により、地域で困っている人や課題の解決にどれだけ役に立ったかという成果志向の視点が重要です。

したがって、協働・連携の取組が形骸化したり、取組を行う団体だけの利益にならないようにするためには、その取組によって生み出された具体的なアウトプットやアウトカムに加え、地域や社会に対してどのようなインパクト（取組による効果）を与えたかという、取組の成果をより意識することが重要です。

そして、より多くの成果を生み出すためには、当事者同士が課題及び取組の目的を共有することが必要です。

##### 【多様性の発揮による相乗効果】

今後、少子高齢化や人口減少が見込まれる中、限られた資源でより効果的な成果を得るためには、協働・連携の取組において、それぞれの特長や強みを活かした多様性による相乗効果を発揮し、効果的な取組とすることが求められます。

例えば、近年、企業等の営利を目的とする主体による社会貢献や地域活動の取組が活発化しています。企業による社会貢献や地域活動は、地域社会における課題解決に応える一面がありつつも、時間軸を広く捉えると企業利益につながる場合もあり、連携による社会的な公益効果と経済活動としての企業利益の境界が、明確に分かれているわけで

はありません。

しかし、協働・連携の取組を通じて、地域の課題解決や社会変革が図られる場合には、必ずしも相手方が営利を目的とした団体であることをもって、協働・連携の対象から排除することは、協働・連携の基本理念に鑑みて、適切ではないと考えます。

そうした多様な主体による協働・連携の取組により、お互いの特長や強みを活かすことで取組の相乗効果が期待され、効果的な課題解決が可能となることから、これまで一つの主体により提供されていたサービスに比べて、その量的拡大や質的向上が図られることにより、より豊かで暮らしやすい地域社会の実現につながるものと考えます。

### 【相互理解の促進】

多様な主体による協働・連携を推進するためには、それぞれの特徴や立場を相互に理解することが重要です。

例えば、市民活動団体等の非営利組織は機動的・先駆的に地域の課題や社会的課題に取り組むことに特徴がある一方で、企業等の営利組織は効率的・効果的に世の中の利便性向上などの手法を提供するものの、利益が生まれなければ事業活動が継続できないなどの制約があります。また、行政は、公平・公正な対応に特徴があり、信用度が高い反面、個別の対応や機動性・柔軟性のある対応が時として難しい場合があるなど、それぞれ特徴や立場が異なります。

こうした異なる主体の間における協働・連携を効果的に進めるためには、それぞれの主体が掲げるミッションや本来の目的のほか、意思決定プロセスや行動規範、予算的な手続きなどの違いについて、相互理解を深めることが必要です。

## イ 施策の方向性

### 【成果の評価、課題・目的共有のための仕組みづくり】

協働・連携を進めるうえで、当事者同士が課題・目的を共有し、より多くの成果を生み出すことが重要です。

そのためには、協働・連携の取組を行う際に、当事者同士が課題・目的を共有する場などをつくとともに、より具体的なアウトプットに加えて、アウトカムを最初に目標として設定するとともに、その結果を検証する仕組みが必要と考えます。

### ○主な施策の例

- ・課題・目的を共有するための場の設置
- ・協働・連携の取組に関する評価手法の確立
- ・市民提案型事業の振り返りや今後に向けた検討（例：全市的な提案制度導入） 等

### 【主体の多様化に対応した仕組みづくり】

主体やその組織形態が多様化している現状を踏まえると、それによって利益、不利益が生じないような配慮も必要です。

例えば、協働・連携による委託事業を実施する際の入札条件として、できるだけ法人格に関する規定を広く捉えるなど、より実態に即した柔軟な対応が有効である場合も考えられます。

また、行政が協働・連携の取組を進める場合には、その目的や必要性、役割分担などを明確にすることに加え、契約締結を行う場合の公平性や合理性に特に注意することが求められ、そのための多様な主体に応じたルールや基準のようなものが必要です。

ソーシャルビジネス事業者については、まだ認知度が足りないことや起業する人材が不足しているといった課題があることから、例えば、そうした社会的な事業を行う事業者に対する認証制度や、施設の管理運営や協働的な要素を持つ委託事業等における入札に際して、一定の社会性を有する事業者に対する評価基準を導入するなどの取組が有効であると考えます。

#### ○主な施策の例

- ・行政における主体や組織形態の多様化に対応した協働・連携を進めるためのマニュアル（事務手引等）の作成（多様な主体と協働・連携する際の公平性・透明性の確保等）
- ・協働・連携の新たな主体に対する認証制度の導入
- ・社会的な価値を持つ事業体に対する公共発注の仕組みの導入
- ・行政における協働・連携に関する提案や相談に関するワンストップ<sup>9</sup>窓口機能の強化等

### 【相互理解に向けたコミュニケーション機会の拡充】

多様な主体による成果志向を担保するためには、課題の明確化だけではなく、その課題を共有するための仕組みが何よりも重要です。

また、多様な主体が、相互に知り合い、つながるためのきっかけづくりが求められています。

そのためには、行政や中間支援組織が多様な主体をつなぎ、相互理解が進むような取組を進めることなどが有効であると考えます。

---

<sup>9</sup> 複数の部署・庁舎・機関にまたがっている行政手続きを、一度にまとめて行えるような環境のこと

## ○主な施策の例

- ・多様な主体が交流するための場づくり
- ・分野横断的なインターネット上での市民の相互支援の仕組みの構築 等

## (2) 協働・連携の活性化によるソーシャルイノベーションの促進

協働・連携の取組が活性化することにより、異なる特徴を持った、複数の主体による化学反応にも似た作用が生まれ、これまでになかった発想や新たな気づきが生まれる可能性が広がることを期待されます。

異なる特長や強みを持つ複数の主体が一緒に取り組むことで、例えば、就労困難者の自立支援と地域の安全・安心や高齢者の見守りなど、複数の課題に対して同時に取り組むような、多様な主体による協働・連携の取組により、これまでにない成果や新たな価値の創出、ソーシャルイノベーションを生む可能性が広がります。

異なる特徴を持つ主体同士が協働・連携を進める過程で、これまでになかった発想や新しい価値を創出することの可能性等について、その考え方を示します。

### ア 協働・連携の推進に向けた基本的視点

#### 【協働・連携の活性化によるソーシャルイノベーションの水平展開】

今後想定される地域課題や社会的課題に対応するためには、優良な協働・連携の取組をその地域にとどめるだけでなく、同じような課題を持つ他の地域などに広く水平展開することで、協働・連携の活性化を図ることが必要であると考えます。

こうした協働・連携の活性化により、取組によるアウトプットやアウトカムが社会的なインパクトを起こすことにつながるものと考えます。

そのためには、多様な主体による協働・連携のグッドプラクティス（優良な事例）を、各局区など行政組織内のみならず、市民と行政を含めた多くの主体で共有できるよう、効果的な情報発信や情報共有などを通じて、新たな取組の誘発、またはこれまでの取組の充実につなげる視点が求められます。

#### 【市民の間における協働・連携を促進するコーディネート】

市民活動団体と企業が連携した取組や町内会・自治会と大学等による地域活性化の取組など、市民の間における協働・連携が地域において広がりを見せ、欠かせない取組となっています。

そうした現状を踏まえると、協働・連携の取組により地域課題の解決や社会変革につながるが見込まれる場合には、行政や中間支援組織などが、必要なコーディネートを行うなど、市民の間における協働・連携の取組を促進する視点が重要であると考えます。ただし、行政がそうしたコーディネートを行う場合には、民間の自由で自主的な活

動の妨げとならないような注意が必要です。

コーディネートにあたっては、例えば、テーマ型と地縁型の活動団体の協働・連携の場合、また、同じテーマ型の活動団体同士の協働・連携の場合でも、活動団体の性質が異なることから、異なる活動団体の間をうまくつなぐ専門的知識と技術が必要になり、そのための人材育成が必要となります。

#### 【協働・連携の活性化に向けた基盤強化】

協働・連携の活性化にあたっては、協働・連携を支える上で最も重要と考えられる人材、資金が必要となります。人材や資金を確保するためには、人材の育成・発掘、資金調達手法に対する支援や新たな資金調達手法の開発などが求められます。

### イ 施策の方向性

#### 【水平展開するための情報発信】

ソーシャルイノベーションを促進するためには、より多くの協働・連携を生み出す環境整備が重要です。協働・連携を活性化するためには、協働・連携の取組が水平展開されるような、効果的な情報発信等の施策が必要です。

例えば、成果のあった協働・連携のグッドプラクティスを多様な主体間で共有するための仕組みづくりが重要であると考えます。

また、ICTを活用したこれまで届かなかった若い世代などに対する新たな情報発信の取組などが有効であると考えます。

#### ○主な施策の例

- ・市内の協働・連携事例を共有するための場づくりの設定
- ・ホームページなど ICT を活用した市内の協働・連携事例の情報発信 等

#### 【コーディネート機能の強化とキーパーソンの育成】

多様な主体による協働・連携を活性化するためには、異なる主体の特長を活かしながら取組成果を上げるためのコーディネート機能が非常に重要になります。

そのためには、行政がコーディネートすることが有効である場合もありますが、民間の中間支援組織がコーディネート機能を強化することも重要と考えます。

また、多様な主体による協働・連携を仕掛けるキーパーソンの発掘・育成が求められますが、中でもより専門的職業的にコーディネーターの役割を果たすための人材育成の取組なども有効であると考えます。

#### ○主な施策の例

- ・新たな中間支援組織としての市民ファンドとの連携

- ・職員の協働・連携意識啓発（コーディネートスキル向上の研修や協働・連携に関する事例研修など）
- ・コーディネーターやキーパーソンの育成（講座の実施等）
- ・社会起業家の育成 等

#### 【協働・連携の担い手の基盤強化】

協働・連携を推進するには、その担い手となる活動基盤の強化が不可欠であり、特に市民活動団体に対する必要な支援の方向性として、資金や人材などの活動資源獲得に向けた新たな手法の導入などが考えられます。

例えば、市民ファンドやクラウドファンディングと連携した取組やプロボノ等の新たな参加のきっかけづくりや人材マッチングの取組が有効であると考えます。

#### ○主な施策の例

- ・活動団体の段階に応じた、継続的で、きめ細かな支援メニューの構築
- ・活動団体の基盤強化につながる伴走型支援の実施
- ・市民ファンドやクラウドファンディング、ファンドレイジング等の新たな資金調達手法の開発や支援
- ・プロボノ等、新しい参加層の掘り起し
- ・人材マッチングの場づくり
- ・ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブックなど ICT を活用した情報発信
- ・空き家の利活用 等

### （３）持続可能な地域づくりに向けた協働・連携の促進

今後、高齢化や人口減少が急速に進行し、地域の担い手不足が見込まれることから、地域の担い手不足を解消するなど、持続可能な地域づくりが求められます。

持続可能な地域づくりに向けて、協働・連携が持つ可能性や施策の方向性等について、考え方を示します。

#### ア 協働・連携の推進に向けた基本的視点

##### 【持続可能な地域づくりに向けた協働・連携を生み出すための仕組みづくり】

町内会・自治会や地域で活動する市民活動団体など、地域の担い手が高齢化・固定化する中において、実際に地域課題の解決を図るためには、協働・連携を通じた取組により、持続可能な地域づくりを進めるという視点が重要です。

そのためには、地域においてそれぞれの主体による単独の取組に加えて、例えば、より地域の実情を把握している主体と課題解決に関するノウハウや強みを持った主体や、資金・人材などの資源などを結びつけ、協働・連携の取組をより持続可能なものとする

ための仕組みづくりが重要であると考えます。

#### 【地域における協働・連携を生み出す場づくり】

政令指定都市である川崎市においては、市レベル、区レベル、地域レベルの3つの階層による場づくりが必要であると考えます。

特に、地域課題の解決にきめ細かく対応するためには、市レベルだけでは範囲が広域であることから、より身近な地域課題解決の拠点として、区レベルを単位として、それぞれの地域における課題を抽出し、その課題に対応するための拠点（場）の確保が重要であると考えます。

また、特定の目的がなくても市民が気軽に訪れ、その場での交流をきっかけとして、地域課題解決の取組に参加できるような、身近な地域レベルの拠点づくりも有効であると考えます。

### イ 施策の方向性

#### 【地域における協働・連携を生み出すプラットフォームの形成に向けた検討】

今後、高齢化する地域社会を見据え、地域における協働・連携を通じた持続可能な地域づくりの仕組みとして、地域の多様な主体や資源を結びつけ、様々な課題に応じたいくつもの協働・連携による取組を生み出すプラットフォームを構築することが重要であると考えます。

地域における多様な主体をコーディネートし、様々な課題に対して取り組むためのチームを編成し、協働・連携の取組を促進するプラットフォームの形成について検討することが求められます。

#### ○主な施策の例

- ・地域における多様な主体をマッチングし、協働・連携を生み出すプラットフォームの仕組みづくり

#### 【身近な地域課題を解決する協働・連携につながる中間支援機能の拡充】

身近な地域課題を解決する活動を支える拠点の機能としては、活動に関する相談機能や他の主体とのマッチングをするコーディネート機能があることが理想的です。例えば、区レベルで場を整備していく場合は、現在の区民活動支援コーナーの機能強化を図ることも方策の一つです。

その場合の管理運営主体としては、区の特性に応じて、行政、または責任ある中間支援組織が考えられます。特に、相談やコーディネートを行う人材として、地域の実情を熟知している専門スタッフが常駐していることが理想的であると考えます。

また、地域レベルにおける拠点としては、こども文化センターなど既存の行政施設の

利用促進に加えて、誰もが気軽に利用し、交流するきっかけとなるコミュニティカフェの活用などが有効であると考えます。

#### ○主な施策の例

- ・市民に身近なレベルでの中間支援拠点・窓口の設置
- ・区民活動支援コーナーにおける相談機能やコーディネート機能等の拡充
- ・中間支援拠点の有効性や効率性などに配慮した上での運営手法の確立
- ・既存施設（こども文化センターなどの公共施設）の利用促進
- ・コミュニティカフェなどの民設民営拠点の活用 等

#### 【地域を支える人材発掘・育成につなげる参加機会の拡充】

協働・連携の活動を支える地域における人材を発掘・育成するために、様々な参加機会の拡充や地域課題等の見える化により関心を持ってもらうためのきっかけづくりなどの取組が求められます。

#### ○主な施策の例

- ・ICTを活用した地域課題の「見える化」
- ・参加のきっかけづくりとなる場づくり
- ・市民館を活用した地域を担う人材の発掘・育成 等

#### 4 今後の協働・連携の施策推進に向けた取組の方向性（行政の果たすべき役割）

これまで述べたとおり、今後、ますます地域や社会の課題が複雑化し、それに対し市民が主体的に取り組んでいく時代を迎えますが、そのためには、地域課題の解決や社会の変革に向けて、地域で活動する多様な主体が、力を合わせて同じ目的を達成するためにこれまでにない新しい協働・連携の取組を進めることが求められています。

新しい協働・連携を進めるにあたって、行政に求められる役割として、次の4点が考えられます。これらを踏まえて、「(仮称)川崎市協働・連携の基本方針」の策定や具体的な施策の展開につなげていくことを期待します。

##### (1) 多様な主体をつなぐコーディネート

行政は、地域課題解決を担う多様な主体の一つに位置付けられますが、一方で、そうした様々な主体や資源をつなぎ、新しい取組をコーディネートする役割が求められるものと考えます。

また、そうした多様な主体をつなぐコーディネートは、行政だけではなく中間支援組織の果たす役割も大きいことから、行政や中間支援組織などが、必要に応じたコーディネートを行うなど、市民の間における協働・連携の取組を促進することが求められます。

その上で、特に、多様な主体から構成される具体的な協働・連携の仕組みづくりに際しては、行政はその一員である一方で、民間だけの取組だけでは解決が難しい課題など、解決すべき課題に応じて、より主導的な役割を果たすことが必要です。

##### (2) 協働・連携の担い手の基盤強化及び活動の支援

協働・連携の取組を通じて、持続可能な地域づくりを進めるためには、その担い手となる主体が活動を継続できる環境が求められますが、一方で、公益的・社会的な活動を行う団体は、継続的な活動運営が難しい状況があります。

行政は、こうした公益的・社会的な活動を行う担い手の基盤強化及び活動の支援につながる取組を実施するとともに、それだけでなく、民間の中間支援組織をはじめとした多様な主体との協働・連携によって、更なる支援の充実を図っていくことが重要であると考えます。

##### (3) 新しい取組・チャレンジを生み出すための柔軟な対応

今後、地域において、多様な主体や資源をつなげ、これまでにない、新しい協働・連携の取組が重要になると考えられます。

一方で、既存の制度や枠組みが、新しい協働・連携の取組やチャレンジの障壁となる場合が考えられます。行政は、協働・連携の取組を通じて、地域課題の解決のほか、新たな価値の創出やソーシャルイノベーションにつながるような、新しい取組やチャレンジの芽を摘まないために、課題や目的を明確化しながら、共通の成果を目指して柔軟な

対応が求められると考えます。

特に、協働・連携の担い手やその組織形態等が多様化していることから、そうした多様化への対応を柔軟に進めていくことが必要です。

また、行政だけでは見落としがちな地域の個々の課題や社会的課題に対しての企画や政策立案を受け入れながら、多様な主体との協働・連携の取組を進める視点が重要であると考えます。

#### **(4) 協働・連携の取組を活性化するための参加機会の拡充**

協働・連携の取組を活性化するためには、活動に対する市民一人ひとりの共感を得ることが必要です。そのためには、行政は取組に関する情報発信を効果的に行うとともに、参加のきっかけづくりが求められます。きっかけづくりなどから参加者が拡大することで、実際に地域において協働・連携を担う人材の発掘・育成につながることから、行政が果たすべき役割が重要であると考えます。

## さいごに

委員会では、川崎市における協働・連携に関するこれまでの取組を振り返るとともに、多様な主体による協働・連携が進められている現状を踏まえ、今後、川崎市において協働・連携の推進に必要な基本理念や施策の方向性について議論を進めてきました。

協働・連携が多様化していることを反映して、委員会での議論の内容も非常に多岐にわたるものとなりました。

それを踏まえ、今回の委員会を振り返ると、まさしく「多様化」というキーワードが象徴的に浮かび上がりました。

今後、ますます複雑化する地域課題への対応や社会の変革に向けては、地域社会を構成する様々な個性を持った主体が、それぞれの特性を活かして力を合わせて、協働・連携の取組をより進めることが不可欠です。

この報告書が、こうした多様な主体との今後の協働・連携の推進に関する川崎市としての基本的な考え方となる「(仮称)川崎市協働・連携の基本方針」の策定や具体的な施策の推進に反映されることを期待します。



## 資料編

- 1 委員会の設置要綱、設置条例及び委員名簿
  - ・川崎市協働・連携のあり方検討委員会に関する要綱
  - ・川崎市附属機関設置条例
  - ・川崎市協働・連携のあり方検討委員会 委員名簿
- 2 委員会の開催状況と審議経過
- 3 委員会ニュースレター



## 1 委員会の設置要綱、設置条例及び委員名簿

### 川崎市協働・連携のあり方検討委員会に関する要綱

(平成26年9月1日施行 平成27年3月31日廃止)

(目的及び設置)

第1条 多様な主体との協働・連携のあり方について検討することにより、地域における課題の解決を促進し、もって暮らしやすい地域社会の確立に資するため、川崎市協働・連携のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 協働・連携に関する基本的な考え方に関すること。
- (2) 協働・連携により地域の課題解決を促進するための具体的な仕組み等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、団体等職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(小委員会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、委員の中から委員長が指名する。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合企画局自治推進部において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

※当該委員会が平成27年4月1日付けで条例に基づく附属機関となったため、同日付けで廃止

## 川崎市附属機関設置条例

(平成27年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任さ

れるものとする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第1（第2条～第5条関係）

市長の附属機関（抜粋）

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市協働・連携のあり方検討委員会	地域における課題の解決を促進するための協働・連携に関する基本的な考え方や仕組みに関して調査審議すること。	10人以内	（1）学識経験者 （2）関係団体の役職員 （3）市民	委嘱された日から平成28年3月31日まで

川崎市協働・連携のあり方検討委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	区分	役職名等
1	いのもと まさし 岩本 誠史	団体 関係者	富士通 株式会社 川崎支店 アシスタントマネージャー
2	おぐら けいこ 小倉 敬子	団体 関係者	公益財団法人 かわさき市民活動センター 理事長
3	○ きしもと さちこ 岸本 幸子	学識者	公益財団法人 パブリックリソース財団 専務理事・事務局長
4	さいとう しとし 齊藤 準	団体 関係者	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 理事
5	しものがわら あや 下川原 彩	公募	市民公募
6	すえよし かずお 末吉 一夫	団体 関係者	川崎市全町内会連合会 常任理事
7	◎ なわた よしひこ 名和田 是彦	学識者	法政大学法学部 教授
8	はるた ゆか 治田 友香	団体 関係者	関内イノベーションイニシアティブ 株式会社 代表取締役
9	ひろおか のぞみ 廣岡 希美	団体 関係者	特定非営利活動法人 ぐらすかわさき 事務局次長
10	むらせ しげと 村瀬 成人	公募	市民公募

※氏名の前の「◎」は委員長、「○」は副委員長

## 2 委員会の開催状況と審議経過

回数	開催日時	開催場所	審議事項
第1回委員会	平成26年 12月3日(月) 14:00から	川崎市役所 第3庁舎 12階会議室	1 委嘱状交付 2 総合企画局長挨拶 3 委員紹介・事務局紹介 4 川崎市協働・連携のあり方検討委員会に関する要綱の確認 5 委員長・副委員長の選出 6 川崎市協働・連携のあり方検討委員会について 7 今後の検討事項に関する意見交換 8 その他
第2回委員会	平成27年 1月26日(月) 16:00から	高津区役所 5階 第1会議室	1 第1回委員会の審議の振り返り 2 今後の検討の進め方と報告に向けたイメージの確認 3 協働・連携の具体的な取組事例等を踏まえた今後の論点整理 4 その他
第3回委員会	平成27年 3月20日(金) 9:30から	にこぷら新地 多目的スペース A・B	1 前回の意見の整理と今後の検討スケジュール(項目修正案)の確認 2 多様な主体との協働・連携の考え方の共有に向けて 3 活動手法や活動主体の多様化について 4 その他
第4回委員会	平成27年 5月1日(金) 9:30から	高津市民館 11階 第1・2会議室	1 前回審議の振り返り 2 中間支援組織の役割と協働・連携の仕組みづくりについて 3 協働・連携を生み出す情報施策について 4 今後の検討スケジュール

第5回委員会	平成27年 6月3日(水) 10:00から	川崎市役所 第3庁舎 12階会議室	1 前回審議の振り返り 2 各論(資金・人材・場)に関する審議 3 その他 4 今後の検討スケジュール
第6回委員会	平成27年 7月14日(火) 9:30から	川崎市役所 第3庁舎 12階会議室	1 前回審議の振り返り 2 委員会報告書の骨子案について (1) これまでの全体審議の振り返り (2) 委員会報告書の骨子案について 3 協働・連携の考え方や今後の方向性に関する課題の整理 4 今後の検討スケジュール
第7回委員会	平成27年 8月26日(水) 14:00から	川崎市役所 第3庁舎 12階会議室	1 前回審議の振り返り 2 委員会報告書(案)について (1) 多様な主体へのインタビューについて (2) 協働・連携に関する庁内の検討状況について (3) 報告書たたき台に対する委員の主な意見について (4) 報告書素案について 3 その他
地域における課題解決の仕組みづくりに関する小委員会	平成27年 9月28日(月) 13:30から	川崎市役所 第3庁舎 12階会議室	1 地域における課題解決の仕組みづくりについて 2 その他
第8回委員会	平成27年 10月13日(火) 17:00から	川崎市役所 第3庁舎 12階会議室	1 前回審議の振り返り 2 小委員会の報告について 3 委員会報告書(案)について 4 その他

川崎市協働・連携のあり方検討委員会ニュースレター

平成27年1月

# かわさき協働通信



協働・連携による暮らしやすい地域社会を目指して 川崎市総合企画局自治推進部



## 川崎市協働・連携のあり方検討委員会発足

平成26年12月、10名の委員でスタート。名和田委員（法政大学）を委員長に選出。



第1回委員会の様子

地域課題の解決を促進し、暮らしやすい地域社会の確立を目指すため、多様な主体との協働・連携のあり方について検討する「川崎市協働・連携のあり方検討委員会」が平成26年12月3日、スタートしました。

地域の現場で活躍する方や学識経験者、公募市民の10名が委嘱され、川崎市総合企画局瀧峠局長より委嘱状が交付されました。

### 委員会では何を検討するのか？

平成27年度にかけて9回程度の会議を開催し、協働・連携の担い手や手法が多様化している現状を踏まえた、協働・連携のあり方について検討します。

第1回委員会では、各委員が普段の活動現場で経験している実状や課題などから、審議の進め方や委員会で取り上げるべきテーマについて意見交換しました。



瀧峠総合企画局長から委嘱状を受け取る小倉委員

委員コメント：今感じている課題、委員会で検討したい内容など

委員長

**名和田 是彦 委員**  
(法政大学法学部教授)



川崎の実態に即した協働・連携を考えていく必要があります。委員長として、責任を持ってとりまとめていきたい。

副委員長

**岸本 幸子 委員**  
(公益財団法人  
パブリックリソース財団)



高齢者見守り・就業支援など協働・連携で解決を図らなければならない課題を、具体例から取り上げて検討したい。

協働＝共通の目的のため、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重して、対等な関係に立って協力すること

委員コメント：今感じている課題、委員会で検討したい内容など（つづき）



**岩本 誠史 委員**  
(富士通株式会社川崎支店)

ビッグデータを活用した地域貢献で、地域のニーズとデータを、うまくつなげていきたい。



**小倉 敬子 委員**  
(公益財団法人  
かわさき市民活動センター)

企業やソーシャルビジネスなど、新たな主体との連携・協働のしくみや制度の整備がいそがれる。

**齊藤 準 委員**  
(社会福祉法人  
川崎市社会福祉協議会)



ローカルな市民活動を育てる方法、必要な情報を必要としている人、特に社会的弱者に届ける方法を考えたい。



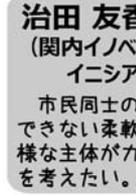
**下川原 彩 委員**  
(公募)

若い世代を巻き込みながら、多様な方々と力を合わせ、一人ひとりが役割をもってイキイキと生きる地域づくりに貢献していきたい。



**末吉 一夫 委員**  
(川崎市全町内会連合会)

若い世代の地域貢献志向を、町内会・自治会などの地域活動と結びつけ、うまく育てていくしくみがほしい。



**治田 友香 委員**  
(関内イノベーション  
イニシアティブ株式会社)

市民同士の連携は、行政ではできない柔軟な形ができる。多様な主体が力を発揮できる環境を考えたい。



**廣岡 希美 委員**  
(NPO法人ぐらすかわさき)

市民がより主体的に活動していくために何が必要か。誰が地域課題をみていくのかというところからの検討が必要だ。



**村瀬 成人 委員**  
(公募)

中間支援がまだうまく機能していないと感じる。地域レベルから市民の活動をまとめていくしくみをつくりたい。

これまでの川崎市の施策や取組



H26  
川崎市協働・連携のあり方検討委員会

【検討事項】

- 連携・協働に関する基本的な考え方
- 連携・協働により地域の課題解決を促進するための具体的なしくみ

第2回委員会 1月26日（月）16時から

高津区役所5階 第1会議室

議題：川崎市の協働・連携の現状の確認、検討する論点の整理など

- 傍聴ができます。ご興味のある方はぜひお越しください。
- 詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/42-3-0-0-0-0-0-0-0.html>



●事務局●

川崎市総合企画局自治推進部

TEL 044-200-2168

FAX 044-200-3800

20ziti@city.kawasaki.jp

# かわさき協働通信

2  
vol.

協働・連携による暮らしやすい地域社会を目指して 川崎市総合企画局自治推進部



## 第2回川崎市協働・連携のあり方検討委員会

市民活動の主体や手法が多様化する中、これからの協働・連携をどう捉えるべきか？

第2回川崎市協働・連携のあり方検討委員会  
が平成27年1月26日、高津区役所会議室で開催され、今後委員会で検討すべき論点や、その進め方について審議しました。

地域課題の解決に関わる活動の主体や手法が多様化する中での協働・連携をどう捉えるべきか、川崎市での現状を踏まえた審議をするため、活発な意見交換を行いました。



第2回委員会の様子

### 委員会の論点（現在の整理状況）

#### 第3回委員会（3/20）で審議予定

**導入論点：協働・連携に関する概念の共有に向けて**  
企業・大学等との協働・連携の取組や協働型事業、各区の提案事業などの事例から、協働・連携に関する現況や課題の共有を図ります

#### 論点① 活動手法の多様化

活動手法の多様化により協働・連携の裾野が拡大している状況を踏まえ、今後の施策や環境整備などの進むべき方向性について検討します

**第4回委員会以降の想定論点**  
**協働・連携に向けた環境整備**  
(人材、資金、場、中間支援、情報)

**行政の役割、**  
**協働・連携の意義・定義**



会議は傍聴可能です。詳細は裏面をご覧ください。

平成27年度にかけて、残り7回の会議で左記の論点について調査審議を行っていきます。

各会議においては、事務局から提供される市内の協働・連携に関する具体的事例、関連施策、統計データ等の資料に併せて、各委員が活動を通じて感じている課題などを話題にしながら議論を進めます。

### (参考) 大都市比較から見た川崎市の現状

審議のための基礎情報として、市を取り巻く社会状況についての統計データを確認しました。

#### ■ 高い人口密度と人口増加 ■

9,970人/1km<sup>2</sup>で東京都区部・大阪市に次ぐ3位  
中原区（武蔵小杉駅周辺等）で人口が特に増加

#### ■ 若い世代が多い ■

出生率1.01で1位  
平均年齢41.5歳で1位  
生産年齢人口割合70%で1位

#### ■ 人口は2030年がピーク、高齢化が進む ■

将来推計人口は2030年152万人でピーク  
その後、徐々に減少。一方、高齢化は着実に進行し、  
2055年には36%が高齢者人口に

これからの協働・連携の捉え方、課題について 第2回委員会での意見の一部を紹介します。



80年代からの老舗の市民活動の方々が時代の変遷に伴い、活動しにくくなっている例を全国で散見している。うまくステップアップへ導く方法を考えたい。



企業や大学との連携は、なかなか全体像が見えてこないと感じている。現状の傾向やパターンを踏まえたとで検討したい。



利用規制の一部を取り払うことで、より活用できる施設や、対象枠を拡大することで全体がより活きる補助金や事業のしくみがありそうだ。



最近では団体の立上げ時にNPOではなく、一般社団法人を選択する例も増えているが、そうすると公的な支援や協働の枠に入らないことがある。



ソーシャルビジネスなどの新たな手法も広がりを見せており、法人類型等による一義的な整理が難しくなってきている。



協働事業なのか、委託事業なのか、位置づけが明確になっていない事業もある。



各区の提案型事業の実状や、その後どうなっているのか、市で調査をしているところなので、そのデータも提供していきたい。(事務局)



### ■ 第3回委員会 ■

【議題】 導入論点：協働・連携に関する概念の共有に向けて  
論点①活動手法の多様化

3月20日（金）9時30分～

会場：にこぶら新地（アート&コミュニティスペース）  
川崎市高津区二子2-6-47

東急田園都市線二子新地駅西口徒歩3分（線路高架下）  
<http://dt08.org/nicopla/>

■ 傍聴ができます。ご興味のある方はぜひお越しください。

■ 詳しくは、以下の市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/42-3-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

●事務局●

川崎市総合企画局自治推進部

TEL 044-200-2168

FAX 044-200-3800

20ziti@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

# かわさき協働通信

3  
vol.

協働・連携による暮らしやすい地域社会を目指して 川崎市総合企画局自治推進部



## 協働・連携により、目指すべき社会とは

第3回川崎市協働・連携のあり方検討委員会を開催。本格的な審議・検討を開始。

第3回川崎市協働・連携のあり方検討委員会が平成27年3月20日、にこぶら新地（高津区二子）で開催されました。

市民活動団体以外にも、企業や大学など、協働の担い手が多様化している現状を川崎市内の事例に基づいて確認、「協働・連携により目指す地域社会」について討議しました。



第3回委員会の様子

### 川崎市の協働・連携の現状① 大学・企業等

#### 大学等との連携

共同研究・開発、公開講座等の交流事業、インターンシップ、施設開放等の例があります。

市内の大学と包括協定を締結し、所在学部の特徴を活かした取り組みが展開されている他、多摩区と麻生区では、大学と区役所の協議会やネットワーク組織で取り組みを進めています。

#### 企業等との連携

市と企業の包括協定、事業提携等の下で企業の資源や技術が地域課題の解決に活かされています。（例：子育てアプリの開発・実証実験）

また、里山保全管理活動等、企業の地域貢献活動が活発化している他、災害時の協力体制等について市と協定を結ぶ例も増えています。

### 主な委員コメント「協働・連携により目指す地域社会」とは？

川崎市の協働・連携の取組が知られていない。もっと情報発信すると協働・連携が活性化するのは

#### 【目指すべき社会のイメージ図（事務局案）】

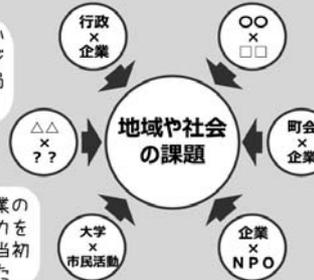
地域や社会の様々な課題に、複数の主体が互いの特徴をいかし、相乗効果を発揮して取り組む社会

市と企業の包括協定の取組の一部は地域課題解決に繋がっている



多様な連携が、柔軟に行われている実態をもっとうまく、イメージ図で表現できないか（右の事務局案のイメージ図について）

包括協定が新しい取組を始めるきっかけとなった例もある



活動に企業の理解や協力を得るのに当初は苦労した



回覧板も見ない、隣近所ともつきあいたくない人をどう取り込んでいこうかが課題



川崎市の協働・連携の現状② 市民活動団体、コミュニティビジネス/ソーシャルビジネス

市民活動団体との協働

協働型事業、各区の市民提案型事業、市民館の自主学級・自主企画事業などの制度等に基づき、様々な市民活動団体との協働の取組が定着してきています。



コミュニティビジネス/ソーシャルビジネス

地産地消、就労支援、子育て支援などの地域課題に、ビジネスの手法で取組む例が増えてきており、行政や民間による相談窓口や起業セミナー、融資制度などの振興施策も広がってきています。

会議終盤には、活動手法と活動主体が多様化している実態として、コミュニティビジネス等の実状について確認し、今後の協働・連携のあり方を検討するうえで必要な視点等についても議論しました。



主な委員コメント (つづき)



地域の課題解決に参加する主体であれば、誰でも協働・連携の中で捉えて良いのではないかと

協働・連携を動かす仕組みについて、理想の姿や組織の形を、創造性をもって、まず描きだすべき



個々の団体のステップアップ(成長)ばかりでなく、地域全体での取組の展開や、課題解決力の底上げを図る視点が必要だ



協働・連携した主体双方の利益よりも、協働・連携で生まれたサービスが地域の人や課題解決の役にたつかどうかの視点が重要である



良い理念があっても動かないと「絵に描いた餅」だ。動かすしかけまでしっかり検討したい

なぜ、協働するのか。協働が本来持つ理念や協働の意義を、そこに開ける行政を含めた諸主体が、常に見据えて、共有していく必要がある



第4回委員会 5月1日(金) 9時30分～

会場：高津市民館第1会議室

東急田園都市線溝口駅・JR武蔵溝の口駅から  
デッキ上で直結 ノクティ2 11階

議題(予定)：中間支援機能・組織、情報

- 傍聴ができます。ご興味のある方はぜひお越しください。
- 詳しくは、以下の市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/42-3-0-0-0-0-0-0.html>

事務局  
川崎市総合企画局自治推進部  
TEL 044-200-2168  
FAX 044-200-3800  
20ziti@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

# かわさき協働通信

4  
Vol.

協働・連携による暮らしやすい地域社会を目指して 川崎市総合企画局自治推進部



## 中間支援組織の役割、情報施策のあり方とは？

第4回委員会では、協働・連携について具体的なテーマに基づき審議・検討。

第4回川崎市協働・連携のあり方検討委員会が平成27年5月1日、高津市民館第1・2会議室(ノクティ2 高津区溝口)で開催され、中間支援組織の役割と協働・連携の仕組みづくり、協働・連携を生み出す情報施策の2つのテーマについて、討議しました。



第4回委員会の様子

### 今後の協働・連携に求められる中間支援組織の役割、仕組みづくりとは？

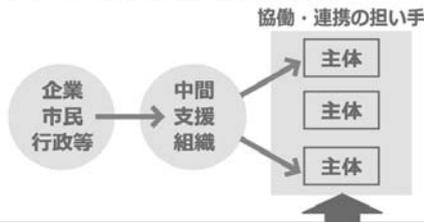
- ・協働・連携の担い手育成の観点から、中間支援組織の役割は重要
- ・コーディネート機能を発揮する仕組みが必要
- ・多くの関係者を巻き込み、多様な資源を獲得することが重要
- ・行政の役割が協働・連携の取組に関与し信用力を提供することで、協働・連携のすそ野が広がり、活性化につながる

#### 中間支援組織の役割①

各主体の支援強化を通じた市民社会全体の底上げ  
協働・連携の推進は、担い手となる市民社会全体の底上げが必要です。今後は、一般の人や企業等からの共感を獲得し、多くの関係者を巻き込むことによる資源調達先の開拓や、中間支援組織同士のネットワーク化等が必要と考えられます。

#### 中間支援組織の役割②

コーディネートにより協働・連携を推進する仕組み  
協働・連携に関するニーズが高まっていることから、今後は、協働・連携を推進するための具体的な仕組みやコーディネート機能が重要になると考えられます。



協働・連携の担い手となる市民社会全体の底上げ

#### (参考) 課題解決のために必要なこと

かわさき市民活動センターの利用登録団体アンケート(平成26年2月)によれば、「連携」が高い割合を占めています。

- |    |         |         |
|----|---------|---------|
| 1位 | 地域との連携  | (39.3%) |
| 2位 | 行政との連携  | (38.1%) |
| 3位 | 他団体との連携 | (36.2%) |
| 7位 | 企業との連携  | (22.6%) |

※回答は323団体、順位は20項目中の順位

#### 協働・連携の仕組みづくりとしてのあり方・方向性(例)

課題解決のための協働・連携を促進する仕組みとして、次の4つのパターンが考えられます。

具体的活動を進める一つの主体としてのネットワーク(成果を生み出す)

協働・連携を生むためのネットワーク

コーディネート機能を持つ中間支援組織(多様な主体をつなぐ)

多様な活動資源(資金・人材)をつなぐ(これまでのいわゆる中間支援組織)

### 中間支援組織の役割等に関する主な委員コメント

・現在の中間支援組織は仲立ちやコーディネーターよりも資源提供者の役割をしている。

・普通の人を支える公共が課題になっているのではないかな。

・住民参加組織の中間支援と社会的課題解決の担い手に対する中間支援で分けることが必要。

・活動をしようと思っている人がまず相談等に行くのは身近な区役所ではないか。一方、社会的起業等の支援拠点は交通利便性の高い場所にあった方が良く思う。

・中間支援の役割を求められているまちづくり協議会や区民会議等既存組織との整理が必要。

・企業は市民活動団体の実態が分からないから、協働・連携できないのではないかな。

### 協働・連携を生み出す「情報施策」とは？

- ・多くの一般市民や関係者を巻き込むことが重要
- ・ICT等の新しい技術の活用により、スピードや費用面で効率的な成果を得ることが期待される
- ・情報に関する課題やニーズを踏まえると、情報施策の方向性として、次の3つが考えられる

#### 情報に関する現状の課題

- ・行政の情報発信そのものに工夫が必要
- ・市民活動団体等がそれぞれ独立して情報発信

#### 活動主体からのニーズ

- ・活動主体に活力につながる情報発信の強化
- ・協働・連携先の情報取得
- ・情報交換ができる場

#### 市民等からのニーズ

- ・活動主体等の情報
- ・課題の顕在化
- ・課題解決のツールとしての情報

#### 情報施策の方向性

- ①つなぐための情報（各主体をつなぎ協働・連携を生む情報）
- ②支援するための情報（連携・協働の担い手となる主体を強化し、市民社会全体の底上げを支援する情報）
- ③地域課題の解決主体としての情報（情報処理技術による地域課題の解決）

### 情報施策に関する主な委員コメント

・ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック等のメディアミックスが重要。

・ITを活用したデジタルと地域に根付いたアナログ（紙媒体）の両方が必要。

・市民活動団体等がリアルタイムで投稿できる仕組みが必要。

### 第6回委員会 7月14日（火）午前中



会場：川崎市役所第3庁舎12階総合企画局企画調整課会議室 KAWASAKI CITY

- 傍聴ができます。ご興味のある方はぜひお越しください。
- 開催時間は決定次第、以下の市ホームページでお知らせします。  
<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/42-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

事務局

川崎市総合企画局自治推進部  
TEL 044-200-2168  
FAX 044-200-3800  
20ziti@city.kawasaki.jp

# かわさき協働通信

5  
VOL.

協働・連携による暮らしやすい地域社会を目指して 川崎市総合企画局自治推進部



## 協働・連携における資金・人材・場のあり方とは？

第4回委員会に引き続き、協働・連携について具体的なテーマに基づき審議・検討。

第5回川崎市協働・連携のあり方検討委員会が平成27年6月3日、川崎市役所第3庁舎12階総合企画局会議室で開催され、協働・連携における資金・人材・場のあり方について、討議しました。



第5回委員会の様子

### 協働・連携を促進する「資金」のあり方とは？

#### ◆資金循環の仕組みの活性化

- ・行政や関係者だけでなく、多様な主体から資金が供給されるよう、一般の市民や企業を対象とした寄付文化の醸成が必要
- ・寄付が生み出す社会的な価値を分かりやすい形で伝えることが必要
- ・クラウドファンディングや市民ファンド等の新しい資金調達手法を活用

#### ◆資金を通じた関係性の構築

- ・多様な資金をつなげることで、社会問題等を広く周知し、活動に対する共感を生む役割を期待

#### 資金①寄付に対する認識

寄付をしたことがある人は半数を超えています。70%以上が3回以下にとどまっています。

寄付経験の有無



過去3年の寄付回数



出典：平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査(内閣府)

#### 資金②市民が市民を支える仕組みが広がっている

設立準備中も含め、全国で約50の市民ファンドがあります。(公益財団法人京都地域創造基金調べ、平成24年10月時点)

#### 資金③様々な資金調達の仕組みができています

社会的成果の見える化や新たな資金調達の手法が生まれています。

新たな資金調達の仕組み：クラウドファンディング  
インターネットを介して、不特定多数の個人から資金(支援金)を集める仕組み。

#### 資金に関する主な委員コメント

・資金の支援には専門性が必要。専門機関と市民ファンドが結びつく場があるとよい。

・寄付の推進には寄付者の意志を活かすことが大切。また、子どもに対しては学校教育の中に寄付教育を取り入れていく必要がある。



# かわさき協働通信

6  
VOL.

協働・連携による暮らしやすい地域社会を目指して 川崎市総合企画局自治推進部



## 川崎市における協働・連携のあり方とは？

これまでの審議を踏まえて、川崎市における協働・連携の提言に向けて審議・検討

第6回川崎市協働・連携のあり方検討委員会が平成27年7月14日、川崎市役所第3庁舎総合企画局会議室で開催され、川崎市における協働・連携の推進に向けた提言の方向性について審議しました。



第6回委員会の様子

### 川崎市における協働・連携の推進に向けた提言に関する意見交換

これまでの委員会における議論を踏まえて、川崎市における協働・連携の推進に向けた提言を含めた委員会報告書の見出しで全体の構成に関する骨子案を示し、今後報告書を作成するにあたって、意見交換を行いました。

骨子案では全体を3章構成とし、第3章の提言にあたる部分は、川崎市の協働・連携の基本的な考え方となる(仮称)川崎市協働・連携の基本方針及び協働・連携の具体的な仕組みの構築と施策の方向性に関する内容で構成しています。

#### 委員会報告書骨子案第3章 協働・連携の推進に向けた提言について

##### (1) (仮称)協働・連携の基本方針の策定に向けて

協働・連携の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働・連携の基本理念、捉え方、範囲</li> <li>多様化する協働・連携への取組の方向性(視点)</li> </ul>
多様化する協働・連携への対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体や手法の多様化に対応した効果的な協働・連携の推進</li> <li>透明性・公正性に関して留意すべき事業(企業等との連携等)</li> <li>市民同士の連携に向けての行政の役割 等</li> </ul>

##### (2) 協働・連携の具体的な仕組みの構築や施策の方向性に向けて

地域課題解決の仕組づくりの構築に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における中間支援拠点</li> <li>情報プラットフォーム</li> <li>官民領域別中間支援の協働・連携ネットワーク(協議体) 等</li> </ul>
その他の個別取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働・連携の推進体制の強化</li> <li>職員意識改革</li> <li>全庁的な協働推進体制の構築、機能強化 等</li> </ul>

#### 報告書骨子案に関する主な委員コメント

・協働・連携について大学や企業、町内会・自治会等それぞれの主体がどのように考えているか意見を聞き、活動の実態や課題等を掘り起こす必要がある。

・目指すべき社会のイメージの図等を記載して、川崎市として協働・連携のあり方を「見える化」してはどうか。



# かわさき協働通信

7  
vol.

協働・連携による暮らしやすい地域社会を目指して 川崎市総合企画局自治推進部



## 川崎市における協働・連携の推進に向けて

前回の審議を踏まえつつ、川崎市における協働・連携の提言に向けて審議・検討

第7回川崎市協働・連携のあり方検討委員会が平成27年8月26日、川崎市役所第3庁舎総合企画局会議室で開催され、前回の審議を踏まえてまとめた、**委員会報告書素案について審議**しました。

### 委員会報告書素案に関する意見交換

報告書素案は3章構成としました。第1章では委員会設置の背景と協働・連携の多様化をめぐる現状、第2章では第1章を踏まえ、本委員会で審議した内容をテーマごとに整理しました。第3章では第1章及び第2章を踏まえ、(仮称)川崎市協働・連携の基本方針の策定に向けた川崎市の協働・連携の基本的な考え方及び、今後の検討課題や施策の方向性について提言をまとめました。

#### 委員会報告書素案の構成について

##### 第1章 委員会設置の背景と協働・連携の多様化をめぐる現状の確認

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| 1 川崎市におけるこれまでの協働に関する考え方と取組 | 4 地域における協働・連携の状況         |
| 2 委員会設置の背景と検討課題            | 5 まとめ ～多様な主体との協働・連携の必要性～ |
| 3 協働・連携に関する環境変化            |                          |

##### 第2章 多様な主体との協働・連携のあり方や施策推進に向けた課題と具体的方策に関する調査審議

- |                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| 1 多様化する主体や手法を踏まえた協働・連携の捉え方     | 5 協働・連携を支える人材の発掘育成 |
| 2 協働・連携の取組を促進する仕組みづくりと中間支援のあり方 | 6 協働・連携を生み出す場づくり   |
| 3 協働・連携の活動資源としての資金             | 7 行政の推進体制や施策の進め方   |
| 4 協働・連携を広げる情報発信                |                    |

##### 第3章 今後の川崎市の協働・連携の推進に関する方向性への提言

- 1 (仮称)川崎市協働・連携の基本方針の策定に向けて  
【協働・連携の基本理念】

地域の課題や社会的な課題に対して、多様な主体の誰もが関わりを持ち、協力することができ、その取組により、暮らしやすい地域社会の実現を図ること

【協働・連携の意義・効果】

- ①多様な主体の個性を活かした効果的な課題の解決
- ②市民自治力の向上 ③新たな価値の創出

【協働・連携の推進に向けた4つの視点】

- ①多様な個性・特徴を活かした適材適所による役割分担
- ②協働・連携の取組の活性化と市民同士の連携の促進
- ③課題認識の共有、目的の明確化 ④公平性・透明性の確保

- 2 今後の検討課題や施策の方向性について

- ①協働・連携の推進に関する行政の取組
- ②協働・連携の基盤となる市民社会の底上げに関する行政の取組
- ③身近な地域における課題解決の仕組みづくり

【目指すべき社会のイメージ図】



### 協働・連携の意義・効果及び基本理念に関する主な委員コメント

・協働・連携の意義として「新しい価値の創出」を挙げているが、なぜ協働・連携で新しい価値や社会変革を生み出すのかということについて最初に打ち出すべきではないか。

・多様な主体がセクターの枠を超えて、互いの強みを持ち寄り、地域課題の解決や社会革新に向けて取り組むことを通じ、暮らしやすい地域社会の実現を図るという委員会の考え方を盛り込みたい。

### 目指すべき社会のイメージに関する主な委員コメント

・個人も地域を支えるサポーターとして目指すべき社会のイメージ図に入れたい方がよいと思う。

・これまでとこれからの協働・連携を表現してはどうか。これまでは行政と市民活動団体や企業など、行政と個別の協働・連携だったが、担い手の多様化を踏まえ、これからは行政を中心に様々な主体が地域を共に支えることが望ましい。

### ソーシャルビジネスの捉え方・団体類型の多様化に関する主な委員コメント

・ソーシャルビジネスと市民活動を別物として捉えるのか、市民活動手法の一つとして捉えるのか、人によって違う。市民活動団体がビジネスの手法で収益事業を行っている場合がある。ボランティアを中心とした市民活動と事業性を意識したソーシャルビジネスといった表現が良いのではないか。

・川崎市では、市民活動とコミュニティビジネスは別の活動として捉える場合がある。それを踏まえて、報告書に記載してほしい。

・法人格を取得する場合、任意団体からNPO法人、一般社団法人などの非営利法人の他に株式会社を選ぶ場合もある。ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの実施主体も多様化し、制度が追いついていない。新しい制度の先駆けとなる仕組みを川崎市がつくることも考えられるのではないか。

### その他の主な委員コメント

・町内会・自治会の担い手が高齢化し、地域の見守り活動が難しい状況なので、市民活動団体が町内会・自治会から事業を請け負う仕組みができると良い。ボランティアでは責任がなく、いずれ活動ができなくなってしまうのではないか。

・協働・連携の担い手としてのソーシャルビジネス事業者を見つけるのは難しい。例えば、社会的課題の解決に努めている企業マークのような川崎市独自の認証制度をつくるのはどうか。そういうものができること次のステップとして公共調達のあるり方についての議論に繋がる可能性もある。



### 第8回委員会 10月13日(火) 17:00～

会場：川崎市役所第3庁舎12階総合企画局会議室

■傍聴ができます。ご興味のある方はぜひお越しください。

■詳しくは市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/42-3-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



事務局  
川崎市総合企画局自治推進部

TEL 044-200-2168

FAX 044-200-3800

20ziti@city.kawasaki.jp



## 委員会の提言に関する最終審議を行いました！

今後の川崎市の協働・連携の推進に関する方向性に向けた提言がほぼ固まりました！

第8回川崎市協働・連携のあり方検討委員会が平成27年10月13日、川崎市役所第3庁舎総合企画局会議室で開催され、委員会報告書(案)について最終審議を行いました。

また、第8回委員会に先立ち、協働・連携の推進にあたっての中間支援のあり方(人材、機能、場)について具体的な検討を行うため、地域における課題解決の仕組みづくりに関する小委員会(検討テーマに関係する名和田委員長、小倉委員、齊藤委員、末吉委員、村瀬委員の5名から構成)を平成27年9月28日、川崎市役所第3庁舎総合企画局会議室で開催しました。

第8回委員会の様子



### 委員会報告書(案)の構成

最終的な委員会報告書の構成は以下のとおりとなりました。第3章では、本委員会で審議した内容を第4章の提言につなげるため3つの論点に再整理するとともに、第4章では、協働・連携の意義を明確にした上で、基本理念(協働・連携により目指すべき社会)、基本的視点や施策の方向性の充実に図り、最後に行政の果たすべき役割をまとめました。

#### 第1章 委員会の設置について

- 1 委員会設置の背景
- 2 委員会の設置と検討項目

#### 第2章 協働・連携の多様化をめぐる現状の確認

- 1 川崎市におけるこれまでの協働に関する考え方と取組
- 2 協働・連携に関する環境変化
- 3 川崎市における協働・連携の状況
- 4 まとめ ～多様な主体との協働・連携の必要性～

#### 第3章 多様な主体との協働・連携のあり方や施策の方向性に関する調査審議

- 1 多様化する協働・連携への対応
- 2 新たな価値や社会変革に向けて協働・連携を活性化するための基盤強化
- 3 協働・連携を通じた地域の課題解決力の強化

#### 第4章 今後の川崎市の協働・連携の推進に関する方向性に向けた提言

- 1 協働・連携の意義
- 2 協働・連携の基本理念(協働・連携により目指すべき社会)
- 3 協働・連携の推進に向けた基本的視点や施策の方向性
- 4 今後の協働・連携の施策推進に向けた基本的方向性(行政の果たすべき役割)

今後の川崎市の協働・連携の推進に関する方向性に向けた提言（案）の主な内容

1 協働・連携の意義

①多様性を活かした相乗効果  
多様な主体が、それぞれ違った強みや役割を活かして、効果的な課題解決を実現

②新たな価値の創出  
新たな価値を創出し、社会変革（ソーシャルイノベーション）につなげる

③市民自治力の向上  
各主体がより主体的に課題解決の取組に関わることにより、市民自治力が向上

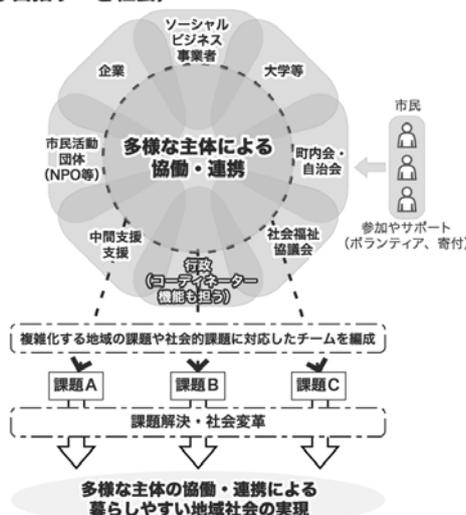
2 協働・連携の基本理念（協働・連携により目指すべき社会）

【基本理念】

行政、市民活動団体、町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学等の多様な主体がその枠を超えて、互いの強みを持ち寄り、地域の課題解決や社会の変革に向けて、主体的に取り組むことを通じ、暮らしやすい地域社会の実現を図ること

【目指すべき社会のイメージ（右図）】

- ・行政は多様な主体の一員として共に協働・連携を推進するとともに、コーディネーター機能も担う
- ・新たな主体としてソーシャルビジネス事業者が加わる
- ・より主体的に市民が参加、サポートできる環境を整備
- ・成果志向で、複雑化する地域の課題や社会的課題に応じてチームを編成し、課題解決に取り組む



3 協働・連携の推進に向けた基本的視点

①成果志向による多様性を活かした相乗効果  
・成果志向とより良い成果を生み出すための課題・目的の共有  
・多様性の発揮による相乗効果  
・相互理解の促進

②協働・連携の活性化によるソーシャルイノベーションの促進  
・協働・連携の活性化によるソーシャルイノベーションの水平展開  
・市民同士の間における協働・連携を促進するコーディネート  
・協働・連携の活性化に向けた基盤強化

③持続可能な地域づくりに向けた協働・連携の促進  
・持続可能な地域づくりに向けた協働・連携を生み出すための仕組みづくり  
・地域における協働・連携を生み出す場づくり

4 協働・連携全般の推進に向けて（行政の果たすべき役割）

①多様な主体をつなぐコーディネート

②協働・連携の担い手の基盤強化と活動支援

③新しい取組・チャレンジを生み出すための柔軟な対応

④協働・連携の取組を活性化するための参加機会の拡充

報告書(案)に対して「新しい中間支援としての市民ファンドをクローズアップしてはどうか」、「協働・連携の担い手の基盤強化も、行政だけでなく、協働・連携で取組む方向性を打ち出してはどうか」などの意見が出されました。今回の委員会で審議を終了し、報告書をとりまとめます。

事務局 川崎市総合企画局自治推進部  
 TEL 044-200-2168 FAX 044-200-3800 E-mail 20ziti@city.kawasaki.jp  
 ■ これまでの委員会の開催内容については市ホームページをご覧ください。  
<http://www.city.kawasaki.jp/200/page/0000064485.html>





川崎市協働・連携のあり方検討委員会  
報告書  
～多様なコラボによる暮らしやすい地域社会づくりに向けて～

平成 27 (2015) 年 10 月  
川崎市協働・連携のあり方検討委員会

【事務局】

川崎市総合企画局自治推進部  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地  
TEL : 044-200-0387 FAX : 044-200-3800  
E-mail : 20ziti@city.kawasaki.jp